

○サービス等利用計画作成の進捗状況等について

	障害者支援課		
	4 月	5 月	6 月
利用者数	2088	2093	2110
計画作成済み (セルフ)	1824 (855)	1829 (847)	1864 (856)
(計画相談)	(969)	(982)	(1008)
作成率	87.4%	87.4%	88.3%

	発達支援課			
	4 月	5 月	6 月	7 月
支給決定件数 (新規・継続)	41	45	57	52 (1 件重複あり)
計画作成済み (セルフ)	41 (38)	45 (42)	57 (50)	51 (44)
(障害児相談)	(3)	(3)	(7)	(7)

○市川市障害児・者相談支援 ガイドラインの再編について

9 月に作成、10 月印刷に向け 作成中

同時にマニュアルを障害者支援課に作成して頂き重複部分はマニュアルに抜粋する予定。また、単位表（報酬単価）についてはガイドラインから抜き、別紙若しくはネット上等での確認としていく予定。

○たまり場⇒“場”の試行について

現在、えくるとアクセス それぞれに取組み試行をしている状況。

えくるでは、“場”の提供を 10 ケースについて実施。

アクセスでは、ケース会議に支援課、えくるを交え、提案アドバイスを頂きながら個々の対応の参考にしていく予定。

○地域生活支援拠点について

相談機能を備えているため、合同で検討を進めてはどうかと生活支援部会より提案があり、まずは 10 月に研修に参加し検討して行く予定

○専門部会のあり方について

部会案

ハートフルプランの課題（重点施策）の切り分けを踏まえての部会構成案として、

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ①相談支援部会 | ②就労支援部会 | ③障害児支援部会 |
| ④生活支援部会 | ⑤災害対策部会 | ⑥人材育成部会 |

① 相談支援部会について

- 制度・体制・啓発等の検討・確認 ⇒管理者レベルの出席が良いのでは？

事業所単位では出来ない事を提言する場

<現状>

相談支援部会のテーマより行政からのテーマについて取組んでいるような気がする
本会の準備機関？

権利擁護、障害児、地域移行等この部会に上がってこない課題等も多い
身体障害のニーズ等情報が薄い

- マニュアル・ガイドラインの整備、更新
- 事例検討⇒ 質の向上 地域課題 仕組みについての検討へ発展
- サービスに繋がらない方、セルフの方に対する検討
障害福祉サービスにのらない方に対する仕組み検討
セルフプランの方々へ（本人、家族）書き方考え方の講習等
利用者側の理解促進に向けての活動
- 障害福祉サービス、介護系、生活困窮との連携（課題の共有）

② 就労支援部会

生きがいを視野に入れると就労支援を日中活動という括りの中でも考えられる

<現状>

しゅうたんとふくたんの方向が違ってきている。同じ部会では無理がきている

③ 障害児支援部会

子育て系や縦、横の連携

④ 生活支援部会

プロジェクト形式にし喫緊の課題に対して優先順位をつけ短期間で取組む

それぞれの連絡会等を本会に持っていくかたち

<現状>

範囲が広く、ここで集約せず、本会に上げてても良いのでは？

課題がぶれていて何のための連絡会か見えない所がある。空きなし問題（GH 連絡会）

短期入所（受け皿）、日中活動系 送迎なし、医療系 問題

⑤ 災害対策部会

危機管理室、管理課等も含めた検討が必要

障害のみではなく高齢や市民も含め市全体で話し合える場が必要では？

団体連絡会が主になって行う

⑥ 人材育成部会

1年スパンのプロジェクト系にしては？

市川で就労してもらう策の検討

共通テーマが多いため各部会より代表者が出席する

[その他]

- ・バリアフリーについて推進、検討、取組みについて
- ・地域で暮らすためのサービスの組み立て インフォーマルな部分の視点、連携がほしい
- ・生活支援部会と就労系で日中のくくりにしては？

[取り組み方]

- ・短期集中の課題はプロジェクトで行う
- ・課題に則したメンバー構成
- ・結果を出していく

[構成メンバー] 基本的に重複したメンバーにならない方が好ましい

- ・課題ごとに関係機関へ呼びかける
- ・地域代表（街づくりの方々、民生委員、地域の方、不動産関係、商工会、）
関係機関代表（消防、警察、司法系、医者、高齢者介護関係、広域専門指導員、地域相談員）
当事者及び団体、ピアカウンセラー

資料 3

1. 各連絡会・会議よりの報告等（順不同）

- ・居宅支援連絡会 7月16日（木） 薬剤師会の方を招いた研修会実施
- ・日中活動連絡会 4回シリーズで（9/3,10/1,11/5,12/7）行動障害の勉強会を開催
- ・グループホーム等連絡協議会 7月31日（金）総会および研修会開催
今年度、世話人向け4回、管理者向け3回の研修実施予定
- ・重心サポート会議 8月22日（土）どれみ♪（学齢前の重心児のお泊り）実施

(1) 障害者週間イベント（I♥あいフェスタ）の実施（12月5日（土）予定）

- ・7月14日 第1回実行委員会開催
- ・今年度の開催場所は、コルトンプラザ内、コルトンホールおよび生涯学習センター内

- ・大学祭のパンフレットに「ハートフルツアー」の掲載許可
- ・参加者の送迎車輛の構内駐車についても許可

市川市に協力を依頼し、「地域生活支援拠点を学ぶ」研修会を 10 月 26 日（月）実施予定。
講師は、全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中正博氏。
まず、この研修で事業の目的等を知り、市川市においてどのような形の実施が考えられるかを、他部会とも協働して検討していきたい。

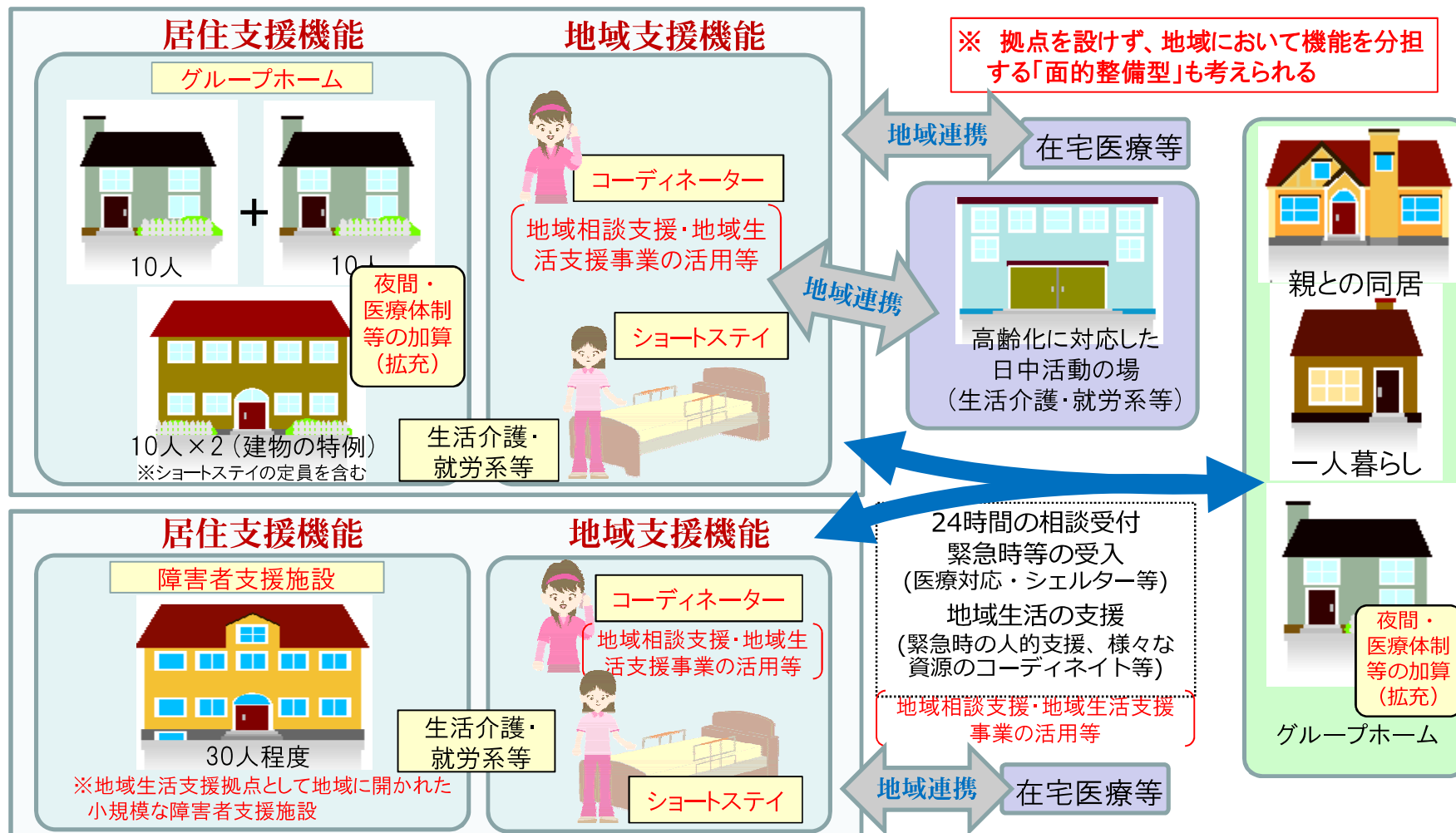
- ・期限を定めるもの、そうでないものに分けて話し合っては
- ・前に進む形・結果を出す形の小さなプロジェクトチーム（以下 PT）を作っては
- ・テーマを絞る
- ・年度計画を立てて取り組む
- ・本会がテーマを整理し、各部会・会議等に投げる
- ・生活支援部会は報告会にする
- ・課題として取り組む前に、行政の判断（取り組んで成果の出るものか）がほしい

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会

第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

地域における居住支援のための機能強化

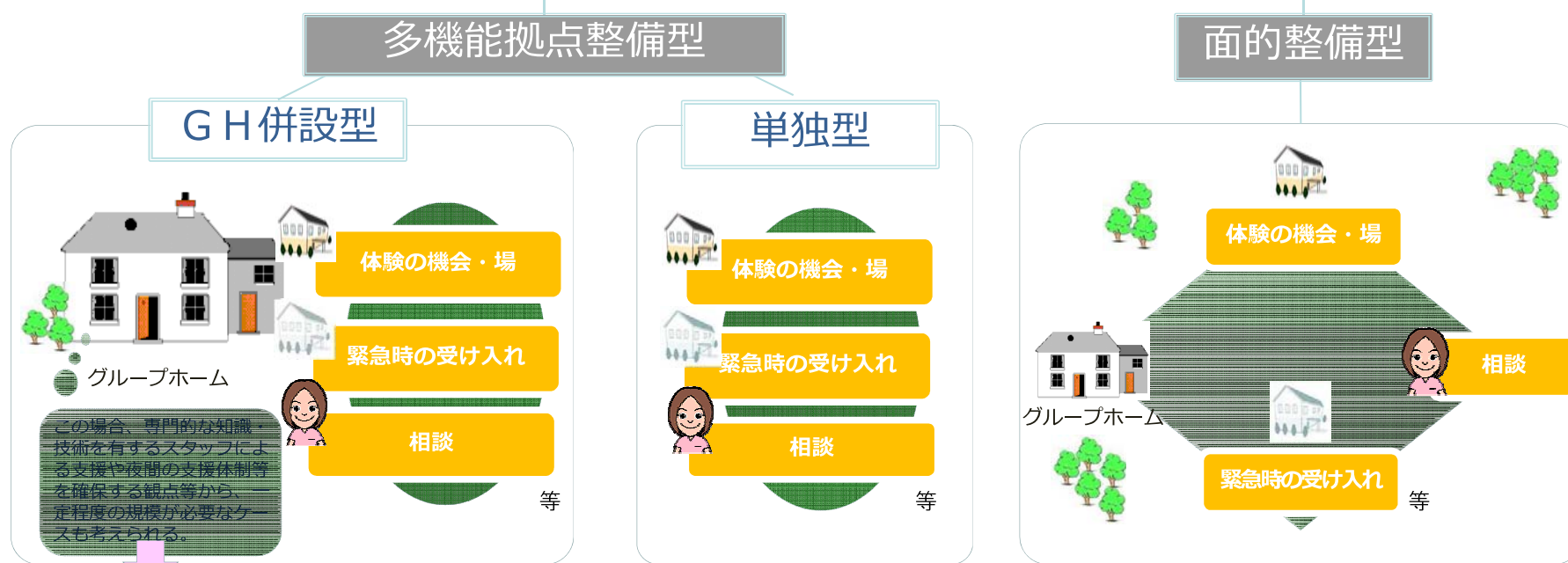
障害者の地域生活に関する検討会

第5回(H25.09.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、②地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること

平成 27 年 8 月 27 日（木）

アクセス 小井土

就労支援部会からの報告

○就労支援担当学会議（しゅうたん）の取り組み

1) 就労移行支援事業所合同説明会（5/30） 結果報告

参加者 48 名（支援学校教師、スタッフなどを含めると 70 名）。

2) 就職後の定着支援について

各移行事業所の就職後定着支援の内容について確認。今後は、事例検討などを通じて共有化する。

3) 直 B アセスメントについて

今年度 12 名。内訳はレンコン 4 名、えるワーク 5 名、障害者就職塾 1 名、南八幡ワークス 1 名。

○福祉的就労学会議（ふくたん）の取り組み

1) お仕事情報の共有

企業からの業務発注について、情報共有。受注状況の確認、追跡など実施。

2) 専門部会のあり方について

様々な事例を元に各分野からの意見を上げ話し合う事はどうかと意見が出ている。

3) リサイクルショップを行っている事業所同士でのポイントカード導入を検討中。

○合同面接会に合わせた企画について

10 月 8 日（木）の合同面接会に合わせて、面接会場控室にて企画を実施。内容として、移行事業所の相談ブースや B 型事業所などの情報提供、直前面接講習などを実施予定。

○部会のあり方について

以 上

ふれあい合同面接会「就職ステップアップコーナー」企画書

1. 目的 ふれあい合同面接会への求職者に対し、履歴書の書き方や面接のコツなどのガイダンスを行うとともに、就労移行支援や就労継続支援など、働くために役立つ障害福祉サービスについて情報提供する。
2. 日時 平成 27 年 10 月 8 日（木）13～16 時
3. 場所 市川グランドホテル 7 階（竹）
4. 内容

①就職ガイダンス

求職者を対象に、面接の空き時間等を利用して「履歴書の書き方」「面接のコツ」などについて、簡単なアドバイスをを行う。

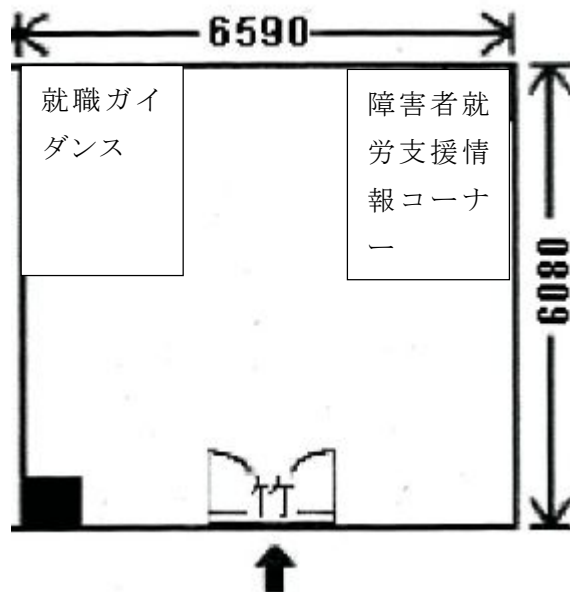
担当：市川市障害者就労支援センター「アクセス」、障害者就業・生活支援センター「いちされん」

②障害者就労支援情報コーナー

就労を希望しているが、障害福祉サービスについて知識のない方を対象に、就労移行支援、就労継続支援、就労支援センター「アクセス」、就業・生活支援センター「いちされん」等の障害福祉サービスについて情報提供する。

担当：市障害者支援課、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所

5. 会場レイアウト



平成 27 年第 2 回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

①「知ることからはじめよう！障害者権利条約、障害者差別解消法」シンポジウム

日時：10 月 3 日（土）

場所：グリーンスタジオ

外務省、尾崎さん、毎日新聞論説委員野沢さん講演

会場との意見交換、指定発言

②総合防災訓練

日時：8 月 30 日（日）

会場：新浜小学校、曽谷小学校、北方小学校、福栄小学校、信篤小学校、30 名程度参加

③障害者週間イベント

日時：12 月 5 日（土）

自立支援協 生活支援部会 木下静男委員

④啓発パンフレット

文字だけではなく解りやすいように漫画も掲載中

啓発パンフレット実行委員長 富岡太郎

⑤会費徴収による規約改正を主に議長の規定も改正

会費徴収による予算案、活動予定を作成中

議長を出席者の多数により決議する

⑥民生委員に対しての啓発活動

8 月 20 日（木）に、市川 18 地区の民生委員の役員会において、民生委員に対しての障害者団体連絡会として、啓発活動のお願いをしました

障害者団体連絡会 代表
大井好美

地域自立支援協議会の設置状況等に関する調査結果 25年度

25年度

資料6

◆地域自立支援協議会の設置状況(25年度)

No	圏域	市町村名	協議会の名称	設置日 (立上げ日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(25年度体制)										開催回数 25年度 予定(回)	自立支援協議会 「当事者団体」	自立支援協議会 「司法関係者」	自立支援協議会 「その他」	自立支援協議会 「ピアカウンセラー」		専門 部会 設置 の有 無	構 成 員(人)(25年度体制)(見込)										専門部会構成員 「その他」	専門部会構成員 「ピアカウンセラー」
						委員 総数	事業 者	当事 者 団体	学識 経験 者	司法 関係 者	行政 関係 者	その他	(再掲)ピア カウンセ ラー	就労	地域 移行・ 生活 支援								こども (療 育支 援等)	相談支援	福祉 サー ビス	権利 擁護	退院 促進	その他						
1	千葉	千葉市	千葉市地域自立支援協議会	H19.12.20	委託 (協働)	24	9	4			8	3		1	千葉市身体障害者連合会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉連、千葉市自閉症協会、それぞれから1名		医療関係(千葉市医師会)、教育関係(特別支援学校)、雇用関係(キャリアセンター)、それぞれから1名		有								41	民生委員 各区から1名ずつ計6名						
2	船橋	船橋市	船橋市自立支援協議会	H19.4.1	直営	22	10	3	2	1	6			3	身体障害者当事者団体、知的障害者親の会、精神障害者家族会	権利擁護団体理事(弁護士)			有	7	8	8				5								
3	柏	柏市	柏市自立支援協議会	H21.6.30	直営	21	10	9			2			3	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害				有	15		12	8			未定		商工会議所、精神科クリニック						
4		我孫子市	我孫子市自立支援協議会	H21.4.1	直営	8	7				1			2					有						8			民生委員、医療関係者						
5	松戸	流山市	流山市地域自立支援協議会	H21.4.1	協働	21	7	5	2		4	3		2	身体障害者団体、知的障害者親の会、精神障害者福祉会等の障害者各団体の代表者。		民生委員児童委員の代表、福祉活動に関心のある市民、広域専門指導員。		有	6	7		10						民生委員児童委員の代表、福祉活動に関心のある市民、広域専門指導員。					
6		松戸市	松戸市地域自立支援協議会	H20.4.1	直営	13	5	1			1	6		2	市内障害者団体で構成された連絡協議会の理事長		中核地域生活支援センター、松戸市地域生活相談支援事業、社会福祉協議会、医師会、障害者計画推進協議会		有	10	13	11	13						中核地域生活支援センター、松戸市地域生活相談支援事業、社会福祉協議会、精神科病院、訪問看護ステーション、就労支援者、特別支援学校					
7	野田	野田市	野田市地域自立支援協議会	H19.6.28	直営	24	7	4			10	3		2	野田市障がい者団体連絡会、野田市肢体不自由児者父母の会、野田市手をつなぐ親の会、NPO法人メンタルサポート野田よかけ		社会福祉法人野田社会福祉協議会、社団法人野田市医師会、民生委員		有							61	社会福祉法人野田社会福祉協議会、社団法人野田市医師会、民生委員	野田市身体障がい者福祉会、野田市聴覚障害者協会、野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」、野田市視覚障がい者協会、野田市障がい者相談員のうち身体障害者相談員6名						
8	市川	市川市	市川市自立支援協議会	H20.3.27	直営	23	14	6			1	2		4	市内の障害者団体の連絡組織である「市川市障害者団体連合会」より6名を選出してもらう。	障害児支援関係者(市立須和田の丘支援学校、県立船橋特別支援学校)			有	14	15		16					(就労支援部会)就労支援センター、就業・生活支援センター、商工会議所、特別支援学校(相談支援部会)就労支援センター						
9		浦安市	浦安市自立支援協議会	H19.4.1	協働	20	9	1	1	1	5	3		6	手をつなぐ親の会1名	弁護士1名	介護給付費等の審査会代表1名、社会福祉協議会1名、特別支援学校1名		有		23	18	22			24		6	保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、私立中学校、県立高校、介護給付費等審査会、中核地域生活支援センターほか					
10		習志野市	習志野市障害者自立支援協議会	H20.4.1	直営	30	13				6	11		4			障害者の家族会、医療関係者、民生委員、社会福祉協議会、学校関係者、地域中核支援センター、ハローワーク、商工会議所		有	10			10	10					障害者の家族会、医療関係者、民生委員、社会福祉協議会、学校関係者、地域中核支援センター、ハローワーク、商工会議所					
11	習志野	八千代市	八千代市自立支援協議会	H19.4.1	直営	25	10	5	2		6	2		3	身体障害者の福祉会、知的障害者の親の会、精神障害者の家族会、肢体不自由児者の父母の会、身体障害者相談員		障害者を雇用する法人の代表と八千代市医師会の2名		有	6	5	7	7						障害者を雇用する法人の代表と八千代市医師会の2名					
12		鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会	H20.1.22	直営	19	5	4	1		6	3		3	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者各団体		社会福祉協議会、民生児童委員、商工会		有						13	11		27	社会福祉協議会、民生児童委員、商工会、地域包括支援センター					
13		富里市	富里市地域自立支援協議会	H18.10.1	委託	30	14	6			3	7		3	身体障害者福祉会・手をつなぐ親の会・ことばを育てる会・聴覚障害者協会・精神障害者家族会・スペシャルオリンピックス日本・千葉	当事者家族・学校(教育)関係者・各種相談員・社会福祉協議会 等		有	7	7	16						7	当事者家族・学校(教育)関係者・各種相談員・社会福祉協議会等						
14		八街市	八街市地域自立支援協議会	H19.4.16	委託	27	11	5	2	1		8		13	八街市聴覚者障害者協会・八街市身体障害者福祉会・精神障害者家族会きんもくせいの会・NPO法人さくらクローバーの会・手をつなぐ親の会	八街市民・八街市社会福祉協議会・民生委員児童委員		有	4		6						17	八街市民・八街市社会福祉協議会・民生委員児童委員						
15		白井市	白井市地域自立支援協議会	H19.11.15	直営	23	11	3	1		3	5		2	心身障害児者父母の会、精神障害者家族会、白井市に福祉施設を設ける会	特別支援学校、工業団地協議会、商工会、相談支援事業所		有	11	12									特別支援学校、工業団地協議会、商工会、相談支援事業所					
16		印西市	印西市地域自立支援協議会	H19.9.26	直営	14	5	1	3			5		2	(選考中)		公募市民(2人)、市内企業(2人)、当事者家族(1人)		有	6							8			公募市民(2人)、市内企業(2人)、当事者家族(1人)				
17	印旛	成田市	成田市地域自立支援協議会	H20.3.24	委託	38	17	9			12			3	印旛地区自閉症協会成田部会1名、精神障害者家族会なりた会1名、成田市ことばと心を育む親の会1名、成田市視覚障害者福祉協会1名、成田市聴覚障害者協会1名、成田市肢体不自由児者父母の会1名、成田市手をつなぐ育成会1名、成田市福祉会1名				有	13	11	14												
18		四街道市	四街道市障害者自立支援協議会	H20.3.24	協働	15	3	3			1	8		2	手をつなぐ親の会、精神障害者家族会、市視覚障害者協会	健康福祉センター職員保健関係、権利擁護関係、病院MSW、民生委員、社会福祉協議会、地活I型、療育教育機関、雇用就労支援機関		有	18	23	10						14	ボランティア団体、相談支援専門員、印旛健康福祉センター職員(保健、権利擁護)、地活I型、民生委員、病院MSW						
19		佐倉市	佐倉市障害者自立支援協議会	H19.10.10	直営	15	6	4	1			4		4	手をつなぐ育成会1名、精神障害者家族会かふらぎ会1名、ろう者協会1名、重症心身障害児者親の会1名		医療機関2名、民生・児童委員1名、社会福祉協議会1名		有	出入り自由のため確定していない (就労、生活支援、療育支援、権利擁護、退院促進各部会を設置)														
20		栄町	酒々井町・栄町地域自立支援協議会	H22.3.24	直営	15	6				7	2		3			特別支援学校コーディネーター、千葉県条例広域専門指導員		有	0	5	8								こども部会(特別支援学校コーディネータ)				
21		酒々井町																																
22	香取	香取市	香取市地域自立支援協議会	H18.12.19	協働	20	5	6			2	7		3	身体、知的、精神、ろうあ、視覚、発達障害者関係団体からそれぞれ1人		医療関係1人、社会福祉協議会1人、相談支援事業2人、教育雇用関係3人		有	13	13	15						6	医療関係、社会福祉協議会、相談支援事業、教育雇用関係等					
23		多古町	多古町地域自立支援協議会	H19.10.15	直営	15	1	3	2		2	7		2	身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、かとり会		医療関係者、権利擁護関係者、相談支援関係者、教育関係者、就労関係者		有								13	特別支援学校職員、中学校校長						
24		東庄町	東庄町障害者地域自立支援協議会	H19.6	直営	17	4	3	4		4	2		2	身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会(知的)、かとり会(精神)		社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会		有	12	14	18								JA、商工会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会				
25		神崎町	神崎町地域自立支援協議会	H20.2.1	直営	8	2	2	1		1	2		1	手をつなぐ親の会、精神障害者家族会かとり会		民生委員、社会福祉協議会		無															
26	海浜	旭市	旭市地域自立支援協議会	H19.6.19	直営	20	4	6			3	7		3	身体障害当事者団体代表、知的障害者保護者会代表、精神障害者家族会代表		福祉団体代表者、医療関係者、雇用関係者、教育・行政関係者		有	7	7						12							
27		匝瑺市	匝瑺市障害者自立支援協議会	H19.11.22	直営	22	9	5			3	5		2	身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、視覚障害者福祉会、聴覚障害者協会、自閉症協会		医師会、特別支援学校、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター		無															
28		銚子市	銚子市地域自立支援協議会	H20.1.25	直営	20	6	3			6	5		2	身体障害者福祉連合協議会、精神障害者家族会など		町内会連合協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など		有	11	5						10	青年会議所、民間企業、民生委員児童委員、医療機関ケースワーカー						
29	山武	東金市	山武圏域地域自立支援協議会	H20.4.1	委託	26	9	3	2	8	4		2		山武都市手をつなぐ親の会、山武市身体障害者福祉会、山武郡市精神障害者家族会		民生児童委員協議会、社会福祉協議会、商工会議所		有	45		25	44					14	(就労部会)商工会、(相談支援関係者)医療機関関係者					
30		山武市																																
31		芝山町																																
32		横芝光町																																
33		九十九里町																																
34	大朝白里市																																	
35	市原	市原市	市原市障がい者自立支援協議会	H20.1.9	直営	25	13	4	1		2	5		3	市内の障がい者福祉団体の代表者		公募委員、医師会、商工会議所		有	8			10		7		8	公募委員、医師会、商工会議所						

地域自立支援協議会の設置状況等に関する調査結果 25年度

◆地域自立支援協議会の設置状況(25年度)

No	圏域	市町村名	協議会の名称	設置日 (立上げ日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(25年度体制)								25年度 予定 (回)	自立支援協議会 「当事者団体」	自立支援協議会 「司法関係者」	自立支援協議会 「その他」	自立支援協議会 「ピアカウンセラー」	専門 部会 設置 の有 無	構 成 員(人)(25年度体制)(見込)									専門部会構成員 「その他」	専門部会構成員 「ピアカウンセラー」
						委員 総数	事業 者	当事 者 団体	学識 経験 者	司法 関係 者	行政 関係 者	その他	(再掲)ピア カウンセ ラー							就労	地域 移行・ 生活 支援	こども (療 育支 援等)	相談支援	福祉 サー ビス	権利 擁護	退院 促進	その他			
36	君津	君津市	君津市障害者地域自立支援協議会	H22.2.1	直営	18	3	4			4	7		3	身体障害2、知的障害1、精神障害1		保健福祉及び医療関係4、教育機関関係1、雇用機関関係2		有	10	12		16					保健福祉及び医療機関関係、教育機関関係、雇用機関関係		
37		木更津市	木更津市地域自立支援協議会	H21.4.1	直営	34	6	6		1	17	4		2	木更津市身体障害者福祉会、木更津市視覚障害者福祉協会、木更津市ろうあ協会等	木更津警察署	保健医療関係機関、企業関係機関		有	15		15			18		12	保健医療関係機関、企業関係機関		
38		袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地域総合支援協議会	H20.3	直営	19	7	2			4	6		2	障害者本人、障害者の家族		医師、民生委員児童委員、特別支援学校校長、商工会、職業安定所、保育園園長		有	7		8		7			21	特別支援学校教員2、民生委員児童委員4、保育園園長		
39		富津市	富津市自立支援協議会	H21.12.17	直営	20	8	3		1	5	3		2	民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、あかつきの会、富津市ろうあ協会	警察署	医師(3名)		有	14	18	32			22			ソーシャルワーカー・相談員、商工会		
40	長生	茂原市	長生郡市自立支援協議会	H19. 2	直営	32	11	6			12	3		2	身体・知的障害(児)親の会、精神障害者親の会、身体障害者当事者会		特別支援学校、中核地域支援センター、地域活動支援センターⅠ型		有	16		21	16					特別支援学校、障害者高等技術専門学校、中核地域支援センター、地域活動支援センターⅠ型		
41		白子町																												
42		長生村																												
43		長柄町																												
44		長南町																												
45		陸沢町																												
46		一宮町																												
47	夷隅	いすみ市	夷隅地区自立支援協議会	H19.11.1	直営	13	5	3			3	2		2	身体障害者当事者団体、知的障害者親の会、精神障害者親の会		医療関係、教育関係		有	14		11	18					教育関係、医療関係、商工会議所		
48		勝浦市																												
49		大多喜町																												
50		御宿町																												
51	安房	南房総市	南房総市地域自立支援協議会	H19.11.26	直営	12	3				2	7		1			(共同開催) 医療機関1、相談支援機関2、児童相談機関(児相)1、教育機関1、就労機関(ハローワーク)1、中核1		有	H25 予定			20			H25 予定	22	(共同開催) 就労部会(ハローワーク、中核、就業・生活支援センター、相談支援機関各1名)		
52		鴨川市	鴨川市地域自立支援協議会	H19.11.26	直営	12	3				2	7		1					有	H25 予定			20			H25 予定	22	相談支援部会(教育関係2、児童相談機関1、相談支援機関2、GH支援ワーカー1、就労支援機関1、中核1)		
53		館山市	館山市地域自立支援協議会	H19.11.26	直営	12	3				2	7		1					有	H25 予定			20			H25 予定	22	地域移行部会(医療関係PSW6・NS4、中核1、GH支援ワーカー1、安房地域生活支援センター3)		
54		鋸南町	鋸南町地域自立支援協議会	H19.11.26	直営	12	3				2	7		1					有	H25 予定			20			H25 予定	22			
	合 計	16圏域 54市町村	39協議会 (単独35、共同4)	39協議会	直営:30 委託:5 協働:4	784	284	132	25	5	166	172	0	104					有: 37 無:2	292	198	262	270	10	27	96	88	269	(計129部会)	

(直営等については、機械的に集計。)

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)

資料6-2

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)										開催回数	24年度実績	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業者	当事者 団体	学識 経験者	司法 関係者	行政 関係者	その他	(再掲)ピア カウンセラー						
1	船橋	船橋市	就労支援部会	H20.6	直営	7	4				3			1	平成24年度の障害者週間記念事業内での、事業所合同説明会の実施の有無等について。				
2	柏	柏市	はたらく部会	H21.6.30	直営	15	12				1	2		6	・就労を目指す障害者の支援や福祉的就労を支援する関係者による部会。 ・一般就労を目指す障害者を支援するためのネットワーク作り。 ・福祉的就労における工賃アップのための取組み。	・工賃アップのための具体的取組みをどのように進めていくか。			
3	松戸	流山市	就労支援部会	H21.4.1	協働	6	2	2	1		1			2	工賃の向上取り組みについての情報交換。				
4		松戸市	就労支援部会	H21.7.1	直営	9	5					4		12	・普及啓発のための研修会の開催(2回) ・ケース検討による、課題の整理				
5	市川	市川市	就労支援部会	H20.3.27	直営	7	5					2		2	・ワーキンググループからの報告 ・働いている障害者の「集う場」について ・就労支援部会のあり方について	一般就労と福祉的就労に関するワーキングGが活発に活動している中で、就労支援部会の役割をどのように位置づけるか。また、ハローワークや商工会議所、特別支援学校などの外部機関との関係をどのように整理するかが課題。			
6		浦安市	就労支援プロジェクト会	H19.7.27	協働	18	10	1			5	2		3	別紙のとおり				
7	習志野	習志野市	就労支援部会	H23.4.1	直営	9	3				2	4		11	・障害者就労のアンケート結果をまとめ、商工会議所の会報に同封。市内2100事業所に障害者雇用の実態についての結果報告を送付した。 ・専門部会から商工振興課・障がい福祉課に対し職場開拓員制度の提案。 ・地域資源マップの作成	地域資源の開拓についての検討			
8		八千代市	しごとと分科会	H19.4.1	直営	5	1	1			2	1		6	・市障害者支援課にて職場体験実習を平成24年10月29日～平成24年11月22日まで実施しました。3年目の取り組みとして、これまでの八千代特別支援学校生徒に加え、市内障害福祉サービス事業所利用者にも対象を拡大し、これまでの実習の課題について検証しました。また、今後の方向性を検討する為、佐倉市及び市川市のチャレンジドオフィスについて見学実施予定。 ・高次脳機能障害及び発達障害についても今後のテーマとすることとなり、基礎的な知識を得る為に研修会を実施。	・委員の方々が忙しく日程調整が難しい。委員全員が出席できないこともあった。 ・委員の構成が固定化しており、協議内容の発展が乏しくなっている。			
9	印旛	富里市	就労研究部会	H19.4.1	委託	7	4	1			1	1		3	事業所一覧表の作成、他市開催の意見交換会参加 等	障害者雇用の求人少なさ等から、成功事例が少ないため、啓発・PR活動が出来ていない。			
10		八街市	就職部会	H20.4.1	委託	5	3					2		3	障害者の多様な働き方を実現するために、障害福祉サービス合同説明会を企画した。				
11		白井市	就労支援部会	H21.5.1	直営	10	3	1	1		1	4		6	・第2回働く応援フェスタ(障害者雇用促進講演会)の開催について				
12		印西市	就労部会	H20.12.10	直営	4	1					3		6	・働くふれあい懇親会の開催 ・障害者モデル雇用の実施及び企業開拓ツールとしての実績掲載冊子作成				
13		成田市	就労部会	H20.11.14	委託	12	8	2			2			6	・障がいの者の雇用促進と安定化に向けた就労支援の仕組みづくりを検討する。 ・地元の大型商圏である成田空港から一般企業の方を招いて研修会を行った。 ・MLを活用し、委員同士の情報共有を図った。	一般企業に対するアプローチ			
14		四街道市	就労部会	H21.5.28	委託	18	8	4			3	3		2	活動開始時期が遅くなり、具体的な進展はない。				
15		佐倉市	就労部会	H19.7.30	直営	21	13	4			3	1		9	・障害者雇用の実態調査 ・障害者の就労に関する講演会 ・障害者雇用に関する先進企業視察	・障害者優先調達推進法に基づく障害者施設への発注拡大への取組み。			
16	香取	酒々井町 栄町	就労部会	H24.11.6	直営	0	今後の具体的な活動内容等は定まっていない。							0	活動なし	・部会としてたち上げはしたものの、今後の具体的な活動内容等が定まっていない。			
17		香取市	就労支援部会	H20.11.13	委託	13	4				4	5		3	障害者雇用の拡大や障害者優先調達推進法に関することを議題として、協議を行った。				
18	海匠	東庄町	就労検討会	H22.7	直営	12	1	3	2		3	3		1	・障害者雇用率の改正について。 ・町障害福祉計画の点検・評価について。 ・企業への就労理解、啓発促進について。				
19		銚子市	就労分科会	H21.8.25	直営	10	4				4	2		9	・職場体験実習及びマッチング作業に係る協議・実施報告 ・職場体験報告会及び講演会準備 ・障害者雇用状況報告	障害者雇用の拡大に向けた民間企業へのアプローチが重要課題となっている。			
20	山武	東金市	就労部会	H22.2.1	委託	45	22	1	6		13	3	6	・圏域内の就労状況や職親活動状況についての情報把握 ・特別支援教育関係者との情報共有及び支援体制の検討 ・作業所工賃や作業内容についての情報共有 ・企業向け研修会主催等、一般企業を含めた社会への障害者雇用拡大施策の検討 ・事例検討会 ・DVD上映会					
		山武市																	
		芝山町																	
		横芝光町																	
		九十九里町 大網白里市																	

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)
24年度

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	活動状況	問題点等
						委員総数	事業者	当事者団体	学識経験者	司法関係者	行政関係者	その他	(再掲)ピアカウンセラー			
21	市原	市原市	就労支援部会	H20.10.16	直営	8	2	2	1		2	1	3	・障害者就業・生活支援センターの事業説明及び意見交換 ・第2回市原市障がい者就労促進フォーラム開催		
22	君津	君津市	就労支援部会	H22.10.29	直営	10	5				1	4	2	・就労支援部会の課題、問題等の検討 ・障害者の雇用に関するアンケート調査の結果について ・就労支援部会の活動方針について		
23		木更津市	就労・生活支援部会	H21.6.18	直営	15	7				5	3	4	障害のある人の「働きたい」「傍観きたい」を応援し、「暮らしの中の余暇の充実」に向けた企画づくり。		
24		袖ヶ浦市	おとなチーム	H24.5.11 (組織見直し)	委託	7	3	2			1	1	5	・アンケート調査の実施 ・地域の就労サポート体制について		
25		富津市	就労支援部会	H22.2.12	直営	15	7				7	1	2	・部会の運営方針について ・障がい者の就職や実習についてのアンケートについて(9月11日集計) ・官公需に関するアンケートについて(2月実施) ・障害者雇用促進企業・事業所説明会について(11月6日開催)		
26	長生	茂原市 白子町 長生村 長柄町 長南町 睦沢町 一宮町	就労作業部会	H21.11.19	直営	16	10				1	5	3	・障害者の就労状況について ・工賃向上について		
27	夷隅	いすみ市 勝浦市 大多喜町 御宿町	雇用就労部会	H19.11.1	委託	23	12				6	5	3	・夷隅特別支援学校見学会について ・夷隅地区においての課題検討 ・夷隅地区における障害者雇用のために 夷隅特別支援学校高等部作業見学 ・就労に向けて学校と関係機関との繋が り(講演) ・障害者雇用実施企業とのディスカッ ション		
計	27協議会 27部会					327	159	24	11	0	71	62	0	119		

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)
24年度

〔地域移行・生活支援〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	24年度 実績	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業者	当事者 団体	学識 経験者	司法 関係者	行政 関係者	その他	(再掲)ピア カウンセラー				
1	船橋	船橋市	地域移行・生活支援部会	H20.6	直営	8	7				1			0			
2	松戸	流山市	地域生活支援部会	H21.4.1	協働	7	2	3				2		2	災害時の障害者に対する支援について検討を行った。		
3		松戸市	地域生活支援部会	H24.4.1	直営	15	6		1		2	6		12	・居住支援研修会の開催(1回) ・アンケートの実施 ・アンケートから、現状の把握と課題の抽出		
4	市川	市川市	生活支援部会	H20.3.27	直営	15	12	3						7	・ワーキングチームについて・ ・関連連絡会からの報告 ・他圏域の支援事例に学ぶ ・ハートフルセミナー(人材確保のための研修)の実施 ・研修の実施 ・送迎に関するアンケート実施		
5	習志野	八千代市	くらし分科会	H19.4.1	直営	5	2	1	1	1				7	・23年度までの啓発を中心とした活動内容に加え、災害時の対応についても取り組むこととなりました。 ・啓発に関しては、主な対象を中学生とし、啓発物配布を行いながら、同時進行で中学生と意見交換を行うなどの方法を検討しました。 ・災害時の対応については、在宅の障害者の支援について、市内の福祉施設に対し、アンケートにより調査を行う方向で協議を進めています。		
6		富里市	生活支援研究部会	H19.4.1	委託	12	6	1			1	4		3	・ぶれジョブについて 等 昨年度のモデル事業を経て本事業として活動したが、協力してもらえないボランティアや事業所の確保に苦慮している。		
7		白井市	生活支援部会	H21.5.1	直営	10	7	2				1		2	・子どもに関する課題について		
8	印旛	成田市	地域生活部会	H20.11.14	委託	10	5	3				2		6	・障がい者やその家族が安定して地域生活を送れるように、様々な支援の仕組みづくりを検討する。 ・障害理解を促進するツールの開発を検討。		
9		四街道市	生活部会	H21.5.28	委託	23	5	12				6		2	活動開始時期が遅くなり、具体的な進展はない。		
#		佐倉市	生活支援部会	H19.7.20	直営	28	27				1			6	・困難事例の検討について ・重症心身障害者の対応について ・出前講座について ・必要な資源、不足している資源をどのようにに作り上げるか。		
#		酒々井町 栄町	精神部会	H23.4.27	直営	5	1				4			2	・震災関係の自殺対策に関するDVD観賞と当事者からの感想を交えて話し合う ・学齢期における自殺対策やうつ対策について検討協議 ・学齢期の自殺対策やうつ対策を学校の授業を通して実施を検討していたが、学校側の協力が得にくく、教育との連携が進まない。		
#	香取	香取市	地域生活支援部会	H21.6.9	委託	13	2				4	7		3	部会の各機関からあがった、地域の検討課題について、協議を行った。		
#		東庄町	地域生活支援検討会	H22.7	直営	14	2	3	2		2	5		1	・見守りネットワーク事業について ・町障害福祉計画の点検・評価について		
#	海匠	旭市	精神障害者支援部会	H19.11.9	直営	7	2	2			1	2		4	・配食サービス試行事業の活動報告及び課題検討 ・福祉サービス情報マップ(仮)の検討		
#	海匠	銚子市	居住分科会	H21.8.17	直営	6	3				1	2		7	・障害理解を深める啓発活動の実施(精神保健推進員・食生活改善推進員対象) ・市内グループホーム・ケアホーム及び就労支援B型事業所の見学会実施 ・H22～23年度は民生委員を対象に各地区の定例会へ参加し学習会を実施。24年度は精神保健推進員等を対象としたが、学習会の要請もなく啓発活動の機会はほぼなし。 施設見学会も含め今年度は発展的な活動へつながらなかった。		
#	君津	君津市	地域生活支援部会	H22.10.29	直営	12	5	4			1	2		2	・地域生活支援部会の課題、問題等の検討 ・「健康と福祉のふれあいまつり」用チラシの原稿について		
#		富津市	地域生活支援部会	H22.2.12	直営	18	6	5			7			5	・部会の運営方針について ・市内防災マップについて ・身体障害・重身向け施設見学会について ・市内トイレマップについて ・施設見学会を行う前に、特別支援学校の教師が福祉制度を周知していないことが多く、まずは教師に対しての説明会が必要。また、身体障害者が主に利用する施設が少ない。		
計		17協議会 17部会				208	100	39	4	1	25	39	0	71			

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)

24年度
〔こども(療育支援等)〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)										開催回数	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業者	当事者 団体	学識 経験者	司法 関係者	行政 関係者	その他	(再掲)ピア カウンセラー	24年度 実績				
1	船橋	船橋市	障害児部会	H20.6	直営	8	4				4			2	障害児の福祉サービス利用に関するアンケートを実施する為、調査項目や対象者等についての協議。			
2	柏	柏市	こども部会	H22.4	直営	12	3	2			7			4	・障害児や家庭の支援に携わる関係者による部会。 ・障害児及び家族のための早期支援の取り組み。 ・巡回支援やライフサポート手帳などの取り組み。 ・事業者同士の連携や事例検討。	・市が独自に進めてきた巡回支援と保育所等訪問支援の連携。 ・ライフサポート手帳の普及。		
3	市川	浦安市	特別支援教育プロジェクト会	H21.3.16	協働	22	3	2			16	1		3	別紙のとおり			
4	習志野	八千代市	こども分科会	H24.4.1	直営	6	1	1			4			6	・平成24年度から分科会が創設され、事例を通じて、こどもを取り巻く環境について検討を行ないました。社会資源の不足の他、こどもの療育を受ける権利と親の就労保障をどのようにして両立させていくのかという課題を共有しました。また、庁内の協議会の実施状況の他、障害児保育や特別支援学級の現状について理解を深めました。	・平成24年度から立ち上がった部会であり、協議内容を絞ることが出来ず、方向性が定まっていない。		
5	印旛	富里市	教育・療育研究会	H19.4.1	委託	16	4	1			3	8		3	ライフサポートファイルQ&Aの検討(中学校教諭向け)等	関係機関の理解に向けて周知を図っていく。		
6		八街市	こども部会	H20.4.1	委託	7	3	1	2		1			5	・障害がある保護者への支援について特別支援学校等との連携を図り検討。教育委員会等と連携しライフサポートファイルの理解を深める研修会を企画した。			
7		印西市	こども部会	H23.7.28	直営	4	2		1			1		6	障がい児、保護者が活用できるパンフレット作り			
8		成田市	児童部会	H20.11.14	委託	10	2	3			5			6	・障がい者の療育発達支援のための仕組みづくりを検討する。 ・県のアドバイザー派遣を活用した研修会を実施。 ・ライフサポートファイルの作成。(配付は25年度)	ライフサポートファイルの普及促進と早期発見の仕組みづくり		
9		四街道市	療育・教育部会	H21.5.28	直営	10	2	4			3	1		3	家族支援のための勉強会の開催			
10		佐倉市	療育・教育	H20.5.23	直営	17	6	3	1		7			6	・療育・教育現場を担当する職員の研修会の開催 ・障害について学ぶ市民講座の開催	・ライフサポートファイルの活用についての取り組み。		
11		酒々井町 栄町	こども部会	H23.4.27	直営	8	1				6	1		3	・ライフサポートファイルの作成及び円滑な運営について協議 ・ベアレントトレーニングについて視察及び実施検討	・ライフサポートファイル及びベアレントトレーニングの実施の目的は立っているが、今後どのように具体的に活用していくかが定まっていない。		
12	香取	香取市	療育支援部会	H21.8.10	委託	15	3	1			5	6		0				
13		東庄町	療育検討会	H22.7	直営	18		3	1		12	2		1	・ライフサポートファイルの運用について ・町障害福祉計画の点検・評価について			
14	海匠	旭市	療育支援部会	H19.11.9	直営	7	1	2			3	1		2	「ライフサポートファイル」の作成			
15	山武	東金市 山武市 芝山町 横芝光町 久十九里町 大網白里市	障害児部会	H22.8.30	委託	25	5		4		16			6	・ケーススタディと情報共有 ・子どもの成長を記録できる「山武地区相談支援ファイルあおぞら」の配布と使い方の普及 ・見学会 ・ベアレントサポート事業の実施			
16	君津	木更津市	こども部会	H21.6.18	直営	15	4				10	1		4	「発達に不安がある」「日常生活に困難がある」乳幼児に対して、できるかぎり早期から継続的支援を円滑に行うシステムづくり。			
17		袖ヶ浦市	こどもチーム	H24.5.11 (組織見直し)	委託	8	5				3			8	・「子育てサポートファイル」の作成について			
18	君津	富津市	子ども部会	H24.5.16	直営	31	13	7			11			1	・サポートファイル「すこやか」の啓発活動について ・ベアレントメンターによる交流会やディスカッションについて ・支援者向けスキルアップ講座について(3月23日実施) ・部会等の他にワーキンググループがあり、Aグループは4回、Bグループは7回、Cグループは4回行っている。	・サポートファイルをどのように市民へ周知・活用してもらうように働きかけるか。		
19	長生	茂原市 白子町 長生村 長柄町 長瀬町 磯原町 一宮町	療育作業部会	H23.9.9	直営	21	2	4			12	3		5	・障害児相談支援について ・困難事例検討			
20	夷隅	いすみ市 勝浦市 大多喜町 御宿町	児童支援部会	H19.11.1	委託	11	3	1			6	1		1	・平成24年度活動計画について ・児童支援部会構成員について ・平成25年度ラッコくらぶ廃止に伴う、今後の療育相談等の体制をどうするか ・夷隅地区においての課題検討			
計	20協議会	20部会				271	67	35	9	0	134	26	0	75				

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)

24年度
〔相談支援〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	24年度実績	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業者	当事者 団体	学識 経験者	司法 関係者	行政 関係者	その他	(再掲)ピア カウンセラー				
1	柏	柏市	相談支援部会	H21.6.30	直営	8	8							12	・相談支援に携わる実務担当者による部会。 ・相談支援体制のあり方の検討。 ・サービス利用計画の質向上を図るための事例検討、スキルアップや人材育成のための研修の実施やネットワーク作り。	・サービス利用計画の作成進捗状況。 ・基幹相談支援センターのあり方についての検討が今後の課題。	
2	松戸	流山市	相談支援部会 H24～権利擁護部会を統合	H21.4.1 (権利擁護を含める)	協働	10	3	1	2		3	1		3	事例検討。 相談支援者のスキルアップについて。 法改正に伴う福祉制度についての情報交換。 市の相談支援体制について。		
3		松戸市	相談支援部会	H20.6.1	直営	12	6				2	4		17	・基幹相談支援センター設置に向けた準備会 ・障害者相談支援の現状と課題の検討 ・障害のある子どもの相談支援の検討		
4	市川	市川市	相談支援部会	H20.3.27	直営	16	12	2			1	1		9	・相談支援の指定状況・計画相談の作成状況について ・基幹型支援センターえくるの実績報告 ・川越市の相談体制視察 ・グループスーパーバージョンの実施 ・相談支援のガイドライン作成 ・相談支援に関する研修の実施	指定相談事業所が増え、全ての事業所を部会に入れることが困難になっている。今後どのように意見の集約をはかり、誰に代表性を持たせるかが課題。	
5	習志野	習志野市	相談支援成人部会	H23.4.1	直営	9	4				1	4		12	・民生委員・医療機関MSWの会・介護支援専門員等の研修に参加しネットワークづくり ・障害者啓発講座の企画実施 ・福祉ふれあいまつりへの参加	指定相談支援事業者が市内に4事業所と少ない。事業所整備に向けた取り組みが必要。	
			相談支援児童部会	H23.4.1	直営	9	3				3	3		11	・発達段階毎の課題を共有 ・公民館で障がい児通所施設から児童の作品等を展示し、市民への障がいの理解を進めた。	児童の年代や障がい種別により様々な課題があり、解決策の検討に向けて焦点を絞り検討していくことが難しい。	
6		八千代市	つなげる分科会	H19.4.1	直営	6	4	1				1		7	・平成23年度から引き継いだ「八千代市障害福祉マップ」作成については、人的、予算的な負担と完成品の質とのバランスについて課題があった事と、付加機能としての事例検討会を推進していく課題が出たことから、一旦休止となりました。 ・事例検討会については、各分科会から1事例ずつ取り上げ、当市の社会資源における課題の抽出を図ることを目指し、第5回から、つなげる分科会、こども分科会、しごと分科会の提供事例について検討会を行いました。	・委員の背景が様々であるため法改正や施策の話題になると、話についていけない委員があり、協議事項の共有が難しい。 ・発言力の強い委員の意見に結論がひきずられがちである。 ・市はどう考えるのか、と市に意見や責任結論を求める場面が多く委員の皆さんが作り上げる状況にならない。 ・欠席の委員や結論に納得しない委員がいるとなかなか話が進展しない。 ・記録が多く、事務局側の負担が大きい。	
7	山武	東金市 山武市 芝山町 横芝光町 久十九郎町 大網白里市	相談支援部会	H22.4.1	委託	45	24		2	1	18			7	・圏域内の処遇困難事例の検討会 ・圏域内の相談支援体制の充実のための研修会主催 ・圏域内サービスの情報提供 ・新法施行、法制度改正への対応に関する検討	・近年整備されつつある障害者本人への保護・援護よりも、支援者を支援する機関が無いために、そのケアに対する方法についてが議題に上がりやすくなっている。	
8	市原	市原市	相談支援・権利擁護部会 (権利擁護を加える)	H24.6.1 名称変更	直営	10	6	1			1	2		6	・障害者虐待防止法施行に伴う、市の体制整備について ・計画相談支援説明会		
9	君津	君津市	相談支援部会	H22.10.29	直営	16	4	4			5	3		4	・相談支援部会の課題、問題等の検討 ・相談支援部会の活動目標について ・相談支援に関わる関係図づくり		
10	長生	茂原市 白子町 長生町 長南町 鎌沢町 一宮町	相談支援担当者会議	H21.11.19	直営	16	5				8	3		5	・困難事例検討 ・計画相談支援について		
11	夷隅	いすみ市 勝浦市 大多喜町 御宿町	ケース検討部会	H19.11.1 (前年度その他部会に記載)	委託	22	11				7	4		3	・地域移行支援事業・計画相談支援事業の実施状況について ・ケース検討部会の在り方について ・夷隅郡市障害者サービスリストについて ・自立支援協議会への提言について ・事例検討		
12	安房	鴨川市	相談部会	H21.12.10	委託	20	6				6	8		6	・年間計画の確認 ・安房地域福祉マップ作製 ・安房地域共通相談シート作成 ・研修会開催	「高次脳機能障害支援普及事業について」 「障害者虐待防止法について」 ・情報交換、報告会 ・今年度の反省及び見年度の計画	
13		館山市	相談部会	H21.12.10	委託	20	6				6	8		6			
14		南房総市	相談部会	H21.12.10	委託	20	6				6	8		6			
15		鋸南町	相談部会	H21.12.10	委託	20	6				6	8		6			
計		15協議会	16部会			259	114	9	4	1	73	58	0	120			

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)

24年度
〔福祉サービス〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	24年度 実績	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業 者	当事 者 団体	学識 経験 者	司法 関係 者	行政 関係 者	その他	(再掲)ピア アカウン セラー				
1	市川	浦安市	事業者支援・制度プロジェクト会	H19.7.6	協働	17	15	1			1			5	別紙のとおり		
2	習志野	鎌ヶ谷市	福祉サービス部会	H21.9.25	直営	14	4	3			5	2		3	・地域移行について ・居住支援について ・グループホーム、ケアホームの現状及び問題について		
3	市原	市原市	サービス支援部会	H20.10.16	直営	7	4	2				1		3	・ヘルパー研修会の開催に向けた検討 ・事業所ガイドブックの改訂		
4	君津	袖ヶ浦市	高齢チーム (組織見直し)	H24.5.11	委託	7	4	1			1	1		6	・市内施設の訪問訪問調査を実施 ・高齢の障害者の課題、問題点を整理		
計	4協議会 4部会					45	27	7	0	0	7	4	0	17			

〔権利擁護〕

No.	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	24年度実績	活動状況	問題点等
						委員総数	事業者	当事者団体	学識経験者	司法関係者	行政関係者	その他	(再掲)ピアカウンセラー				
1	船橋	船橋市	権利擁護部会	H20.6	直営	5	2			1	2			7	虐待防止センター提言、設置について		
2	松戸	我孫子市	権利擁護部会	H25.2.1	直営	8	2	1	1	1	1	2		1	虐待通報事例の検討	本部会から、高齢者や子どもの虐待事例について、連携した検討会議体の設立を求める意見があり、今後の検討課題としている。	
3	習志野	鎌ヶ谷	権利擁護部会	H24.9.24	直営	11	6				3	2		5	・複合したニーズに対応できる体制の整備について ・法人後見を行える法人の整備について ・複合したニーズに対応する関係機関のネットワークの構築について		
4	印旛	印西市	権利・生活部会	H23.7.28	直営	5	2		3					6	・権利擁護研修会の開催 ・災害時の避難及び支援について、災害関係各課と障害福祉関係団体との共通理解と意見交換及び災害時における相互協力に関する協定の締結。		
5		佐倉市	啓発・権利擁護	H19.12.19	直営	14	2	5			1	6		9	・啓発用パンフレットの配布 ・障害について学ぶ市民講座の開催 ・権利擁護研修会の開催	・市民後見の推進と法人後見の充実 ・福祉教育の推進	
6	君津	富津市	権利擁護部会	H24.5.16	直営	21	7	3		1	8	2		3	・部会の活動方針・運営方針について ・権利擁護についての講演会(6月8日実施) ・障害者虐待防止法について	・権利擁護の普及啓発活動をどのように行っていけばいいか。	
計	6協議会 6部会					64	21	9	4	3	15	12	0	31			

〔退院促進〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	委員 総数	構 成 員(人)(24年度体制)							(再掲)ピア アカウン セラー	開催回数	24年度 実績	活動状況	問題点等
							事業 者	当事 者 団体	学識 経験 者	司法 関係 者	行政 関係 者	その他						
1	印旛	佐倉市	精神部会	H21.7.8	直営	17	7	3			2	5		6	・自立訓練訪問員とホームヘルパーの活動について ・障害について学ぶ市民講座の開催 ・サービス利用計画について	・精神障害者の現状と問題点の把握 ・精神障害者が地域で暮らすための方策の検討		
2	安房	南房総市	地域移行部会	H22.4.21	委託	22					7	15		12	・退院促進等に関する情報交換など			
3		鴨川市	地域移行部会	H22.4.21	委託	22					7	15		12				
4		館山市	地域移行部会	H22.4.21	委託	22					7	15		12				
5		鋸南町	地域移行部会	H22.4.21	委託	22					7	15		12				
計			5協議会 5部会			105	7	3	0	0	30	65	0	54				

地域自立支援協議会の設置状況に関する調査結果(専門部会の設置状況) (25年3月31日)
24年度

〔その他〕

No	圏域	市町村	専門部会の名称	設置日 (立上日)	事務局 (直営・委託・協働の別)	構 成 員(人)(24年度体制)								開催回数	24年度実績	活動状況	問題点等
						委員 総数	事業 者	当事 者 団体	学識 経験 者	司法 関係 者	行政 関係 者	その他	(再掲)ピア カウンセ ラー				
1	千葉	千葉市	地域部会 (3部会)	H20.2.1	委託	25	10	3			6	6		19	○個別支援会議 ○地域の課題等の抽出・協議・報告 (運営事務局会議への報告) ○顔の見えるネットワーク作り	○部会により運営の活性状況にムラがみられる。	
			運営事務局会議	H22.4.1	直営	14	8				6			6	○地域部会から報告された課題等の分析・整理・対応の協議	○解決が困難な課題が多く、現状では解決に結びついていない。(スモールサクセスの経験が必要) ○運営事務局会議委員では、解決に結びつく議論ができない課題も多い。	
2	野田	野田市	身体障がい者部会	H22.12.22	直営	20	6	5	7		2			2	(第1回議題) 1 副部会長の選出について 2 相談事例の報告・検証 3 各関係機関の状況について 他 (第2回議題・合同部会) (講演) 「障害者虐待防止法の施行と地域自立支援協議会について」		
			知的障がい者部会	H22.12.22	直営	19	10	2	4		3			2	(第1回議題) 1 相談事例の報告・検証 2 各関係機関の状況について 第24年度第2回知的障がい者部会 (第2回議題・合同部会) (講演) 「障害者虐待防止法の施行と地域自立支援協議会について」		
			精神障がい者部会	H22.12.22	直営	10	7	1			2			2	(第1回議題) 1 障害者自立支援法改正による相談支援について 2 各関係機関の状況について (第2回・合同部会) (講演) 「障害者虐待防止法の施行と地域自立支援協議会について」		
			障がい者虐待対応部会	H24.8.23	直営	12	3	3			3	3		1	(第1回・合同部会) (講演) 「障害者虐待防止法の施行と地域自立支援協議会について」		
3	市川	浦安市	啓発・広報プロジェクト	H19.8.29	協働	16	7	4			3	2		4	別紙のとおり		
4	習志野	鎌ヶ谷市	個別支援部会	H21.9.24	委託	14	3	4			4	3		3	・各種困難事例を挙げて検討し、関係機関に繋げていく ・困難事例のその後の経過報告について		
			発達支援部会	H24.9.21	直営	13	6				6	1		3	・「発達障がい」に対する考え方について ・医療・福祉・教育・地域の連携の必要性について ・「サポートファイル(発達等障がいをもった子どもが適切な支援を受けられるように、これまでの支援内容を書き綴ったもの)」の在り方について		
5	印旛	八街市	おとな部会	H20.4.1	委託	14	7	4				3		3	・障害者の虐待防止等の権利擁護を確保するためのネットワーク強化や普及啓発等の活動を行う。普及啓発活動の一環として、障害者虐待防止の理解を深める研修会を企画した。		
6		四街道市	防災部会	H23.1.20	直営	14	1	12			1			0			
7	香取	香取市	広報部会	H21.12.11	委託	6					1	5		0			
8		多古町	地域支援部会	H24.10.1	直営	13	6	2			2	3		1	特別支援学校を卒業した障害者の進路について、受入の施設が少ないので、どうしてもっと受け入れ施設を増やせるのかを協議した。	障害者の要望する内容の事業ができるかどうかという点で、事業者との間に隔たりがあることが問題点となっている。	
9	海匝	旭市	身体障害者支援部会	H19.11.9	直営	6	1	4				1		0			
			知的障害者支援部会	H19.11.9	直営	6	3	1				2		0			
#		銚子市	仲間づくり分科会	H21.5.25	直営	10	2	5			2	1		8	・障害者(児)及び関係者相互理解を深めるための交流会を実施(年1回)	・分科会が年1回の交流会のためだけの協議の場となってしまう、それ以外の取組や活動へ発展しにくい状況。	
#	山武	東金市 山武市 芝山町 横芝光町 九十九里町 大網白里市	山武圏域地域自立支援協議会事務局会議	H20.4.1	委託	14	7				7			11			
#	市原	市原市	計画進行管理部会	H22.4.27	直営	8	4	1	1		1	1		0			
#	君津	袖ヶ浦市	広報部会	H21.6.18	直営	15	9	2			3	1		4	障害福祉に関する地域の情報等の収集及び発信と地域全体のイベント等を企画する。		
災害チーム (組織見直し)			委託	8	4	1			1	2		8	・市内施設へのヒアリングの実施 ・災害時の課題、問題点の検討				
普及啓発チーム (組織見直し)			委託	9	5		1		1	2		8	・課題、問題点の整理				
広報チーム (組織見直し)			委託	4	2				1	1		6	・ホームページの作成、運用について				
計			14協議会 22部会			270	111	54	13	0	55	37	0	91			

民営化後の障害福祉サービスの提供について

市 検 討 内 容	・現サービスの継続や定員拡大を検討する。 ・追加可能な新規サービスは、既存施設を利用し実施可能なものを基本とする。
自 立 支 援 協 議 会 か ら の 意 見	●介護系サービスについて 【送迎保障】 【・送迎必須（老障介護の現状を踏まえると拠点は利用者の利便性を検討。必要に応じてドアツードアを実施するなど柔軟な対応をせざるを得ないのではないか） ・相談支援事業を実施。機能させていく。 ・独自のサービスの実施（日中一時や緊急時間預かり等、柔軟に対応していただきたい。）】 【・拠点送迎必須 ・利用者の高齢化に対する対策について、具体的な構想のある法人に委託してほしい。 ・相談支援の充実を図る。 ・建物は、全施設バリアフリーにする。 ・高次脳障害者等、身体障害（軽度）の方が通所できる場を作してほしい。】
	●訓練系サービスについて 【・利用者さんの状況に応じて、事業種を変更する。（就労Bだけでなく生活介護との多機能にしていく。チャレンジ国分を就労移行と就労Bとの多機能というのも現実的に厳しいのかどうか）】 【・拠点送迎必須 ・利用者の高齢化に対する対策について、具体的な構想のある法人に委託してほしい。 ・相談支援の充実を図る。 ・建物は、全施設バリアフリーにする。 ・高次脳障害者等、身体障害（軽度）の方が通所できる場を作してほしい。】
	●地域活動支援センターについて 【・夜型、子どもが行ける地活が欲しい。】 【・障がい福祉サービスでは対応できない隙間のニーズにも応えられる体制作りをお願いしたい。】 【・身体書害者福祉センター：年齢によっては、介護保険事業の利用等に切り替えていくことはできないのか。（介護保険下でのデイサービスの活用もあるか。実態がわからないのにすみません）自立訓練の場としてリニューアルするとか。 ・メンタルサポートセンター：現状、公的な相談支援機関としての役割は大きい。】 【・安定した運営の為に、公立のまま残すことも必要ではないか。 ・身障センターの高齢化にどう対応していくのか課題。】

	【★その他 日中一時支援 体験宿泊・ショートステイ 相談支援事業 ★受託法人に望むこと ・「通所されている方が市川でずっと暮らし続けられることを理念とする法人」かつ、「市内の法人・市行政との連携し、市川の障害者福祉に積極的に参画する法人」を、受託要件にしてください。 ・そのためには、市内でのグループホーム運営（障害の重い方・高齢の方も受け止めるグループホーム）は必須です。法人利用者だけでなく、市内、広く情報発信してニーズに応えてください。 ・理念に添って、ニーズに応じた事業展開をお願いします。 ・風通し良い組織運営（オンブズマン、虐待防止委員会、評議員会等）、研修体制、当事者団体との関係、を望みます。】
--	---

●自由記載欄

- 【・市川市直営施設の民営化の検討にあたり、国の施設整備費等の算定や予算確保が厳しくなる中、施設インフラは貴重な地域福祉資源として、市川市として積極的な維持と活用を検討して欲しい。
- ・既存の公立施設の民営化の議論にあたっては、公と民の役割を明確にした上で検討すべきではないかと思う（既存形態をそのまま民営化する以外の選択肢もあるのではないか）。
 - ・公立施設の強みは、人材の安定的な雇用と供給であり、その事が施設運営の安定性に寄与している事は確かだが、支援の専門性を担保しているとは言い難いと思われる。つまり、運営の民営化の議論ではなく、支援の専門性を担保していくために民間の人材や活力を活用していく考え方は、利用者にとって有益な視点ではないかと思われる。公立か民間かの二元論でなく、官民協働の考え方もあるのではないか。
 - ・民営化のメリットは、機能的効率的な運営が図られやすいところであり、そのことによる利用者の利便性の向上が具体的に期待できるところであると思われる。
 - ・既存施設を民営化するにあたっては、運営コストに対する考慮は不可欠と思われる。障害福祉サービスにおいては、人件費が最大の運営コストであるが、公立施設の手厚い人件費で実施されている支援サービスを（補助金等無しで）そのまま継承することは困難と言える。民営化に際しては、既存のサービス提供内容を維持継続させるための運営費補助を実施していただくか、それが難しいのであれば指定基準内の標準サービスの提供を目安にしては如何か。
 - ・今回のテーマとはずれてしまうが、障害者の居住サービス資源の整備が喫緊の課題と思われるが、様々な法律や地域事情により今後の整備を民間に委ねていても改善や解決は困難と思われる。市川市が所有するインフラ資源を居住サービス資源の整備に活用することを検討していただきたい。】
- 【・民間運営だと利用者の声がスピーディに反映される
- ・公が運営すると赤字がほとんど
 - ・民間はサービス改善の切迫感があり、赤字にはなりにくい
 - ・公立は設備投資が大きいので、民間だとよほど資金がないと難しい。
 - ・公設民営自体はどんどんしていくべき。細かいことは民間の事業所に全部任せたほうが良い。】
- 【・看護師⇒重心対応のための研修を公で！

保育士⇒障害児理解のための研修（知・肢・重）

- ・療育が遂行しやすいモデル事業を公で行う。Ex) 看護・指導員・保育・リハ等、それぞれの職種の特性を活かせる療育体制

- ・送迎の問題について 通所児童が利用できるバスの運行ができると良い。※移動支援として設定されている時間数も少ない現状もある。】

【・公立民営というのは、ひとつには人件費の削減を目的にしているところが大きいのではないかな。国の方が介護職員に色々手当を講じていても、結局のところ、現場の職員まで届いていない。民営化になるとますます薄給になり、経験を積んだ優秀な人材は辞めていってしまうことにつながるのではないかな。

- ・身体障害者のデイの充実（現状受け入れが悪いため）

- ・吸引、医療的ケアの受け入れ

- ・入浴等ができる施設】

【・入所型の生活訓練施設（地域移行も広がっていくことが考えられる）。

- ・I型での相談支援事業（市内の相談支援事業所は飽和状態なこと、I型であればどこかにつながらずとも、基本相談としてやっていくことができる）。

- ・B型事業所の拡大（事業所を増やすことができないのであれば、定員を増やすのがベストだと考える）。

- ・訪問型の生活訓練を増やす。

- ・福祉であっても稼がせるという理念や給料を意識しているA型事業所が増えると良い。】

【初めに、市川市行政の経営方針として「民でできることは、官は行わない。官ですべきことはしっかり行う」と掲げて頂いておりますが、具体的に現在の官のすべきことをどのようにお考えなのかご回答をお願いします。

- ・これまで市川市は学校卒業後の通所先を確保するという事で施設整備を進めてきて頂きました。何年に何人卒業生がいるから、今後いくつ通所施設が必要か？という状況の把握と計画は行政の役割であり、ハートフルプランの数値目標もこのような観点から作られていることと思います。卒業生の通所先の確保、在宅になってしまうことの無いように今後もこの方針に変わりなく計画を立てて頂くことを要望します。

- ・通所先の確保という点での公立施設の役割は大変大きく、今後もその役割は変わらないはずです。近年に建て替えをし、設置して頂いた松香園では民間には十分にできなかった医療的ケアを必要とされる重度心身障害者の受け入れの為に看護師の配置や設備を整えて頂きました。もしこの受け入れの態勢がなかったら医療的ケアの必要な方々は在宅となってしまった可能性は非常に高いと思われます。

- ・しかしながら松香園で設置して頂いた重度心身障害者の5名枠はあっという間に定員となってしまう来年以降の受け入れの態勢はどのようになっているのか不透明な状況であります。また、松香園は指定管理となったことから重度心身障害者を受け入れるという当初の役割を今後も変わりなく担って頂けるのか不安視される声を聞きます。指定管理の契約内容にその目的等は記載されているのでしょうか？

指定管理が進められる中で、その施設の設置された経緯や目的、担ってきた役割は以降も変わらず引き継がれるべきで、民間事業者が入ったことによりその方針が変わらないよう対策して頂くことを要望します。

・今後も在宅になってしまう方を出さないように、その人数や必要な支援の内容の把握は必須であり、ハートフルプラン等の計画を達成していく為にも行政と民間が情報を共有し、施設の設置等を積極的に民間へ投げかけていく必要があるのではないのでしょうか。

民間が単独で施設を建て、看護師等の専門職を配置するのは非常に困難ですが、その必要性の下、市川市単独の補助として看護師の費用の負担や、すでに行われている家賃の補助の継続、その他具体的に協議をしていくことで民間でも可能になることはあると考えます。制度がありながらも重度の方に対する支援が増えていない状況を重く受け止め、官民でその対策を考えなければなりません。

・これは施設設置だけのことでなく例えば介護職員の喀痰吸引等研修についてその資格の取得者が増えていない状況についても言えます。大きな原因としては研修時間が最も少ないもの（第3号研修・特定の対象者のみ）でも費用が6万円程度かかることから何人も受けさせることが出来ないことにあります。これについても年間に数名分ずつでもその費用負担等補助があれば増えていくことでしょう。看護師等専門職の確保と同時に介護職員のスキルアップ等育成も重要な課題です。

・このように民間のできないことや足りない部分を明確にし、補うことで達成されることは多くあり、その役割分担もはっきりしてくると思います。民間で困難なことのひとつとして市全体の障害のある方の人数とその方々の必要な支援の把握です。各年齢期ごとの詳細な情報は児童の支援においても、卒業後の進路についても大変に役立つ情報となります。幼児期から関わる行政の窓口は複数ありますが、それぞれの機関が連携しより詳細な情報を次のライフステージに関わる機関へと繋いでいくことで将来の計画も具体的な確実性のあるものとなります。また、これらの情報を可能な限り民間と共有することで必要な支援の把握につながり計画的に新たな資源が作り出されることが考えます。

・終わりに、以下質問について自立支援協議会あてに文書にてご回答願います。

① 市川市の障害者施設課が「官ですべきこと」を具体的にどのように考えているのか？

② 市川市は、通所施設の役割として今後も在宅を出さないよう整備していくと考えているのか？

③ 指定管理となった場合でもその施設の当初の役割は以降も変わらず約束されるのか？具体的に松香園の医療的ケアの必要な重度心身障害者の5名枠の考え方についてどのような契約になっているのか？】

【1. 民営化の前（市立通所の間）に、取り組んでほしいこと。

今現在、利用者（特に本人の加齢・家族が高齢化した方）の生活支援の充実のために、注力して欲しいのです。若い民間施設のお手本になるような支援を示して、民間移行後につなげてください。例えば、①相談支援専門員をつけて、幅広く生活設計を考え試行していただく。②施設運営を手放すことにより、出来た余力や人材が生まれることになります。それを想定して、積極的に地域福祉推進の旗印を掲げて引っ張って行くことができる人材育成をしてほしいと思います。

そのためには、今の市立通所支援者の若手・中堅人材を、GH・移動支援・居宅介護・ショートステイ・計画相談などの民間の場に派遣し、地域支援の実践を経験してもらうことが必要ではないのでしょうか？

2. 民営化をすすめるにあたり、開かれた、検討の場を設けてください。

アンケート等の意見聴取だけでなく、行政と民間法人・関係者（当事者団体や医療関係等々）が同じテーブルについて、情報交換・意見交換を重ねてください。

その場を、自立支援協議会の中に設けることもいいと思います。

官民協働で進めることが、市川らしさと思います。障害者福祉の現場の大変さを民に託すのですから、

官と民で共に考える姿勢を是非おねがいします。

指定管理に限らず、どんな民営化の方法があるのか、その検討も、必須です。】

【「移行できるものは民営化すべき」との考えには、賛成いたします。そのうえで「民でできることは、官は行わない。官ですべきことはしっかり行う」という経営方針を掲げ、行財政改革に取り組んで頂きたいと思います。

移行の概要を拝見して、経費の面で心配な面があります。民が行っても、官が行っても経費として最低限出るものは、同じだと思います。なぜ民がやれば赤字が出ず、官がやると赤字が出るのかは、検討されている行政側がご覧になっても当然わかることだと思います。

誰がやっても内容が充実して利用者が困らないようにすることが大切だと思います。単に大きな組織だから、今後施設を整備する資金があるから…と言うようなことで選択するのではなく、市川の地域性が良く分かる、利用者にとってより良い支援を展開してくれるだろう組織に運営をお願いして頂きたいと思います。

また、困難な事例の方が支援を受けられないことが無いようにして頂きたい。困難とは経費が掛かる、対応に困難などあります。市川市には、すべての住民の方の生活、生存に対する責任があります、サービスを決定すると言う責任があります。サービス提供すると言うだけの民とは明らかに立場が違います。その点をしっかりと理解したうえでの民営化であって欲しいと思います。「すべて、民に任せてあります」と言う無責任なことの無いようにお願いします。

民としても「あの組織が運営しているのだから、知らない」と言うような無責任なことの無いようにしていかなければいけないと思います。民営化した団体に困難な事柄が起こった時には、地域で問題を検討して官にも考えていただきたい。御指導いただきたいと切に思います。

市川市は、官民共同が図れて良い障害福祉を展開していると近隣からも評価され、利用者の方が市川市の住民で良かったと思われるようなサービス提供であって欲しいと思います。】

【・現在利用されている利用者さんの今後を考えると、指定管理でも民間委譲でも、暮らしの場（例えばグループホーム等を市内に準備する等）を必須要件にしてほしい。又、同法人の参入とせず、いろいろな法人に参入していただく方が良い。

- ・公的な役目があるので、全公立施設を民営化する事には抵抗がある。
- ・医療的ケアが必要な方が通所できる場所（看護職の配置）であったり、困難な課題を抱えている方々の支援の場であったり、民間法人のスーパーバイズをしていただきたかったり、今後、増加するであろう発達障害の方々の支援について発信していただく場であったり……。
- ・公として相談支援は必須だと思う。（現状の課題を共有し続けてほしいからです）
- ・現場を離れてしまうと、市民ニーズが見えにくくなる事が恐ろしい。他人事になってしまうのが恐ろしい。民営化しても市川市行政は民間法人のパートナーとして、一緒に考えていただける存在であり続けてほしい。
- ・民営化についてのプロセスを官民協同で検討していくと良いと思う。（全部決まってからこれでどうかというより、おおよその時期の目安がたったら自立支援協議会等に投げてください検討していくなどのプロセスを経ていく事を希望する）
- ・時期がいつになるかは別として、現状利用している方々の支援や相談等を通して、何が課題かは見えているのではないかな。それをもっと声に出してほしいと思う。】

【・民営化へのプロセスをきちんと示して、意見交換できる場を設けて欲しい。

- ・公立の現場を1カ所でも残してほしい。
- ・施設の改修等は、移行前に行って欲しい。(全施設バリアフリー)
- ・利用者している方は、基本変わらない事を望まれているので、あれこれ盛り込んでみんな民間移行することを望まないのではないかな。】

【A 部分的な民営化

①自宅～施設への送迎 公共交通（バス・タクシー）や福祉有償運送にて対応

②グループホーム設立での補助金制度 民間がグループホーム設立時、補助金を頂くことで 設立が楽になる。(特に精神・知的施設を優遇：市川市は精神の病院も多くあり、市川市＝精神・知的 障害者に優しい街など民間が利用者と呼べるコンセプトなど示してくれることが重要)

グループホーム内にある就労支援事業所などいろいろな施設が新しく民間から生まれるかも…

B 全体的な民営化

通所施設・ショート対応施設・就労支援A型 3つがそろった施設（老健や特養みたいな）施設が出来るとようなプランを民間に公募してみる。

上記すべてに対し、専門知識がある方が窓口となり、オブザーバー的に動いてくれることが前提

・公立民営化というのは、一つには人件費の削減を目的にしているところが大きいと思う。国の方が介護職員にいろいろ手当を講じて、現場の職員まで届いていない。民営化になるとますます薄給になり、優秀な人材は辞めてしまうことになるのではないかな。】

【・グループホームの資源は限られている。そこで行政が運営する所を2種類（通過型・長期型）作ってほしい。公共の施設が通過型（有期限）として実施し、その後独立する方、長期利用できる施設へのアセスメント施設としての運営を行ってほしい。また、一時避難場所や体験宿泊を実施したりと活用させてほしい。

以下の理由から

- ・グループホーム設置認可の要件緩和

建築基準法上ではグループホームは建物の扱いの規定がありません。そのため、施設の規模、配置及び各室の独立性から判断し、寄宿舍・共同生活（アパート）・児童福祉施設等のいずれかとして取り扱われます。つまり、一般の住宅（戸建て）をグループホームとして活用していく場合、上記のいずれかに用途変更しなければなりません。

例えば、一般住宅を寄宿舍に用途変更した場合、廊下の幅や防火壁の高さに規定が届かずリフォームしなければグループホームとして活用する事が出来ない状況です。しかし、その準備を整えることができずにグループホームを立ち上げられない事業所がいくつかあります。

市川市は、特別行政庁です。一般の住宅（戸建て）を用途変更せずにグループホームとして活用できるように市川市独自の法の整備をお願いしたい。

- ・行政管理のシェルター
- ・将来的にグループホームを希望する方のアセスメントルーム
- ・共同生活が一時的にできなくなった方の避難場所
- ・本人と家族の折り合いが悪く、一時的に入れる部屋。

等の理由で一時的に住まいを必要としている方に行政管理のシェルターをお願いしたい。

- ・体験宿泊

自宅以外の場所での宿泊経験が極端に少ない方の場合、急に環境が変わることで本人の混乱を招くこともあるので、グループホームの入居する前に体験宿泊が出来る環境を整える必要がある。現況のグループホームでの体験宿泊は、空きがあることが前提となっているため、難しいので体験宿泊ができる所が必要です。

- ・民営化することにより、元公立の施設が GH を運営できるようになるのではないかな。

それにより現状、公立施設に通所している親が GH について入居が難しいと諦めがちなところを身近に感じられるようになり、イメージしやすくなるのではないかな。

- ・大きい施設が多いので、民営化した際に受託した法人が安定的に運営できるかという不安がある。(赤字になることを恐れて引き受ける法人がないのではないかな。また引き受ける法人を市がイメージできているのかが不安)

- ・民営化する事で日中事業所から GH にドアツードアで送迎ができるようになるのがメリットだと感じる。

- ・現在公立に通っている利用者の家族が民営化する事で不安に感じるのではないかな。その一方官民格差が解消され、柔軟な情報共有・新たなアイデアが浮かびやすくなるのではないかなと思う。

- ・公立施設利用者家族からはドアツードアの送迎がないから GH が選択肢としてさえ持てないという声も聞く。民営化によって多くの GH ができるとよいと思う。

- ・民営化によって夜間、土日祝の利用者対応が今より容易になるのではないかな。

- ・様々な法人が参入することにより、それぞれ特色がある施設ができるのではないかな。】

トレントUFE全国ツアー 市川講演会



トレントのUFE※と

地域精神保健医療福祉の取り組みから学ぶ
みんなが笑顔で暮らせるまちづくり

※UFEとは、精神保健福祉に専門家として参加する当事者や家族のこと。



日本でも
fareassieme!

ファールアッシエーメ

一緒にやろう! 一緒に話そう!

Renzo De Stefani

レンツォ・デ・ステファニ氏
(トレント精神保健センター長)

2015

9/12 土

12:00~18:00

会 場

山崎製パン企業年金基金会館 3階 陽光の間
〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目3-14 TEL 047-321-3600

参加費

2,000 円

定 員

80 名

主催 NPO法人おかやまUFE / 市川コミュニティ精神保健医療福祉会議

トレントUFE全国ツアー 市川講演会

日本でも
fareassieme!
一緒にやろう!一緒に話そう!

イタリアでは1978年、180号法いわゆる「バザーリア法」により、精神科病院が廃止されました。北部のトレント市では、精神疾患の当事者やその家族が専門家となって、医療・福祉・居住・就労などの支援を行う、「**fareassieme**（一緒にやろう・みんなでやろう）」という活動があります。今回はその活動に取り組む精神科医 **レンツォ氏** 及び **当事者・家族＝UFE**※を招いて、講演会を開催することとなりました。会場となる市川市では、当事者、家族と専門家がつながり、当事者や家族が積極的に精神保健医療福祉の担い手になることを目指しています。トレントでの取り組みから具体的なヒントを学びつつ、お互いの学び・交流の場になればと思います。

※UFEとは、精神保健福祉に専門家として参加する当事者や家族のこと。

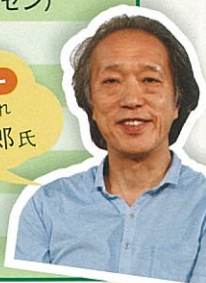
Utenti(当事者) **F**amiliari(家族) **E**sperti(専門家の)という言葉の頭文字をとっています。

タイム スケジュール TIME SCHEDULE



11:30	受付開始
12:00	挨拶・ウエルカムセッション(市川からのプレゼン)
12:30	レンツォ氏講演
14:10	休憩
14:30	UFEスタッフ講演
16:30	休憩・質問紙回収
16:50	質問紙に基づくディスカッション
18:00	閉会

ナビゲーター
しつぽふあーれ
伊藤 順一郎氏



アクセス

〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目3-14

SUNCITY

山崎製パン企業年金基金協会

※会場は飲食不可となりますのでご注意ください



お申込み方法

「こくちーず」より
お申し込みください。

▶締め切り 9/6(日)

<http://kokucheese.com/event/index/315719/>



お問い合わせ先

✉ ufe2015ichikawa@gmail.com

☎ 047-712-1905

クラブハウス For Us (小林宛)

事務局

市川コミュニティ精神保健医療福祉会議

市川市障害者団体連絡会・市川市共催

知ることからはじめよう！

障害者権利条約 と差別解消法

入場無料

手話通訳・要約筆記・磁気テープ・車椅子席あり

平成27年 **10** 月 **3** 日(土)

10:30~12:30 (10:15開場)

会場：市川市文学ミュージアム グリーンスタジオ

市川市鬼高 1-1-4 市川市生涯学習センター（メディアパーク市川）2階

行政説明：外務省 総合外交政策局 人権人道課

事務官 尾崎 健さん

講演：野澤和弘さん
(毎日新聞論説委員)



野澤和弘さん

指定発言・意見交換

参加申込

市川市障害者地域生活支援センターまで電話かFAXでお申し込み下さい。
電話 047-370-1871 FAX 047-370-1872

申込締切

平成27年9月18日(金)

市川市大洲 1-18-1 市川市障害者地域生活支援センター TEL: 047-370-1871
FAX: 047-370-1872

入場無料

「障害のある人と成年後見」

～あなたに伝えたいこと～

綿 祐二（わた ゆうじ）先生

日本福祉大学教授。担当科目は障害者福祉論、ケアマネジメント入門福祉現場の人材育成、ソーシャルワークと専門職、相談援助演習・実習など。

関東圏に 12 の障害者施設を運営する社会福祉法人の理事長であり、現場と教育の両面から福祉の理想を追求し続ける。



日にち：平成27年9月16日（水）



午後6時～午後8時

（受付 午後5時30分～）

場 所：男女共同参画センター

7階 研修ホール

定 員：70 名（申し込み順）



以前、綿先生の 1 日研修を受けたことがあります。

5時間程お話し聞きましたが、こんなに楽しく、話に聞き入ってしまいっぱなしの研修は初めてでした。

綿先生は普段は西東京市で活躍されていますが市川で綿先生の講演を聞けるとは・・・！

必見ですよ！

市川市社会福祉協議会

申込み

☎ 0 4 7 - 3 2 0 - 4 0 0 1

問合せ先

担当：中村・本多

お電話または FAX でお申し込みください。

「障害のある人と成年後見」（平成 27 年 9 月 16 日）

FAX 送信先：047-376-8555
市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 宛

No.	氏名	電話番号
1		
2		
3		

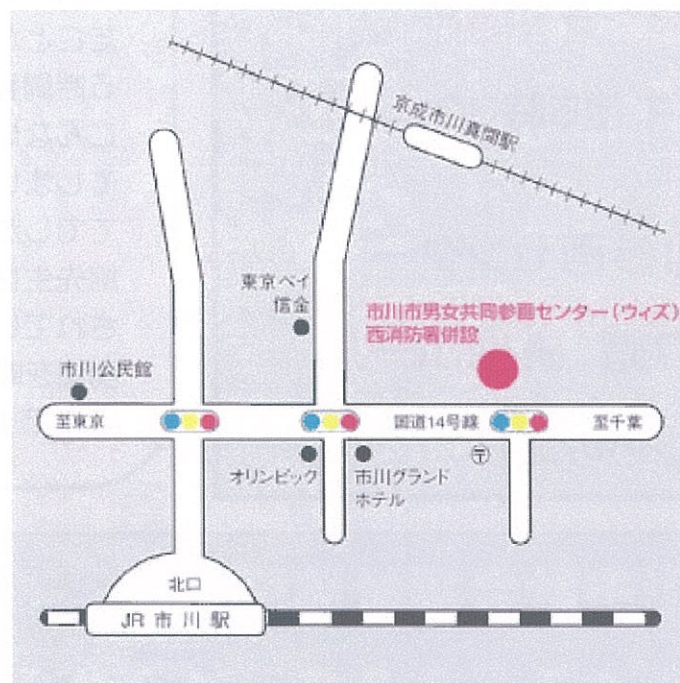
【会場ご案内図】

市川市男女共同参画センター（7F 研修ホール）

JR市川駅、京成市川真間駅からいずれも徒歩5分位です。

駐車場がありませんので、自転車又は公共交通機関をご利用ください。

所在地 〒272-0034 市川市市川1-24-2



第1回

相談支援専門員さん向け

重心の方の生活を 知る・学ぶ 相談支援のミニ勉強会

9/15(火)

19:00～21:00

大洲ふれあいセンター2階

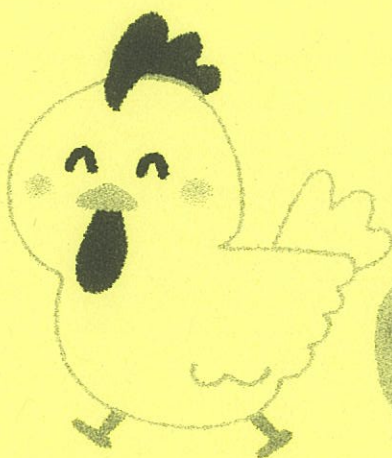
重心の相談支援って難しそうだな…

やってみたいけど不安だな…

どんなサービスや社会資源があるの？

医療との連携ってどうすればいいの？

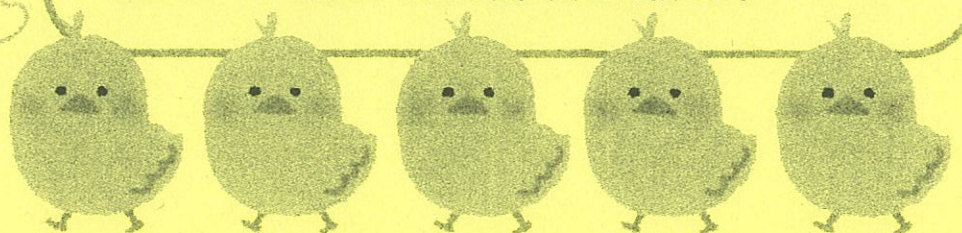
どんなことを意識して関わればいいんだろう…



市川において、重心の方への相談支援（計画相談、障害児相談支援）は、まだまだ件数も少なく、足りない状況です。

このミニ勉強会では、重心の方の相談支援を行っている事業所から、事例を通じてお話をいただき、それをもとに支援のポイントや、はじめるにあたって不安なことや、疑問、想いなどを、話し合っていければと思っています。

重心サポート会議は、相談支援事業所を応援します！



申込み：基幹型支援センターえくる

☎047-702-5588

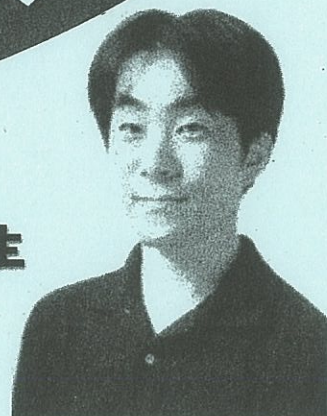
家庭で♪事業所で♪学んで生かそう!!

古武術介護

講師：岡田慎一郎 先生

古武術介護の提唱者

理学療法士 介護福祉士 介護支援専門員



平成27年9月4日(金)
19:00~21:00

[場所]

市川市急病診療・ふれあいセンター2F

第1、第2集会室(市川市大洲 1-18-1)

※動きやすい服装でお越しください

今年度、重症心身障害児者サポート会議では
年5回の研修を企画しています。

第2回目の研修は、古武術の身体運用を参考にした
「古武術介護」についてです。

介護をする側、受ける側、双方のためになる、目から
うるこの筋力に頼らず体に負担がかかりにくくなる介
護術と一緒に学んでみませんか。

< 講師紹介 >

身体障害者、高齢者施設に勤務し、独自の身体介助法を模索する中、
武術研究家の甲野善紀氏と出会い、古武術の身体運用を参考にした
「古武術介護」を提案したところ大きな反響を呼んだ。

近年は介護、医療、リハビリ、育児支援、教育など、幅広い分野で身体
を通した発想と実践を展開させ、講演、執筆、企業アドバイザーなど多
岐にわたる活動を行う。

著書「古武術介護入門」「古武術介護実践編」(医学書院)、「家族のた
めの介護入門」(PHP研究所)、「介護福祉士実技試験合格ガイド」(晶
文社)など多数。ユーキャン通信講座「古武術介護講座」のニジボックス
(リクルート)、「かいごモバイル」監修、株式会社JTBベネフィットのアド
バイザーを務める。

申し込み締切：8/31(月)

資料の関係上、事前に申込みいただくと、
助かりますが、当日参加も大歓迎です

《お申込み》

この用紙をFAXしていただくか、お電話にてお申し込みください

市川市障害者地域生活支援センター FAX：047-370-1872 (☎ 047-370-1871)

氏名

所属：☐家族 ☐事業所(事業所名：) ☐その他()

SSKP

いちかわ
身障だより

編集

市川市身体障がい者福祉会

会長 柴田 剛直

〒272-0035

市川市新田1-22-17

TEL 047 (322) 0904
FAX

第64回定期総会

市川市身体障がい者福祉会

会長 柴田 剛直



柴田会長挨拶

5月30日(日)午前10時市川グランドホテルに於いて第64回定期総会を開催。例年の通り開会前平成26年度に多年に亘り会運営に貢献された役員・会員の物故者に黙祷を捧げた後議事に入る。総会は毎年迎えるが事前の諸準備が大変で会計・監事はもとより婦人部幹部のご苦勞に感謝する。

総会上程議案は石毛議長のスピーディな進行と会員皆様のご協力で、全て承認可決される。東日本大震災を教訓に始めた福利厚生基金をより有効に活用する為『災害対策準備金』の補足説明も行う。私達障がい者も常に自助の精神を持って「我が身は自分で守る」気持ちで、余り他に甘え

ることなく行動すべきと心掛ければならぬ。12時よりの懇談会には公務ご繁忙中市川市長大久保博様始め多くのご来賓をお迎えして、今後の障がい者福祉に対する施策や温かい激励のご祝辞を、各ご来賓より戴く。昨年末の衆議院解散総選挙に続き今春の地方統一選に至る間、当会にご理解とご支援をされている国・県・市議会議員の方々が全員当選され懇談会にもお顔を出して頂き会員一同も大喜びであった。市川市社会福祉協議会小島武久会長の乾杯発声後、場内は歓声に包まれ、友情出演の外間(ホカマ)フラダンスの皆様が華やかに色を添えて頂く。

平成27年度「いちかわハートプラン」もスタート致し、その進捗状況に期待いたしております。私達障がい者が誰かが住み慣れたまちで当たり前に少しでも元気に暮らせれば良いので、余り多くは望みません。社会福祉関連予算も年次毎に増え続け市財政も大変厳しい状況を強いられております。本年も会員皆様の福祉向上を目指して、役員一同



大久保市川市長



総会場内

心して頑張る所存です。その目標達成のため行政担当課を始め福祉関連団体・市民皆様方の尚一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。



小島会長の乾杯



挨拶の中山市議会議長

第64回定期総会

● 主なく来賓（順不同）

○衆議員	大久保	博様
○衆議員	渡辺	博道様
○衆議員	菌	浦健太郎様
○参議院議員	石井	準一様
○参議員	(代理) 東野公	俊様
○千葉県議会議員	猪口	邦子様
○千葉県議会議員	鈴木	衛様
○千葉県議会議員	坂下	茂樹様
○市川市市議會議員	中山	幸紀様
○元千葉県議會議長	益金子	和夫様
○市川市市議會議員	(代理) 吉田	敬次様
○市川市市議會議員	海津	勉様
○市川市市議會議員	細田	伸一様
○前市川市議會議員	宮田	克己様
○市川市社会福祉協議會會長	小島	武久様
○市川市福祉部部長	安井	誠一様
○市川市福祉部次長	鹿倉	信一様
○市川市福祉部障害者支援課課長	秋本	賢一様
○市川商工会議所専務理事	戸坂	幸二様

○(株)米山鉄工所 取締役社長
米 山 芳 昭 様
○日本建設(株) 代表取締役 元ICA会長
山 本 弥恵子様
○作 家
中 津 攸 子 様
○(二財)市川市福祉公社 常務理事
下 川 孝 次 様
○市川手をつなぐ親の会 会長
田 上 昌 宏 様
○NPO市川市ボランティア協会 会長
天 野 敏 男 様
○障がい者援助者
稲 葉 敏 夫 様
○コカユーライーストシヤン(株) 市川支店長代理
中 臺 良 明 様
○(有)小倉商店 取締役
小 倉 進 様
○ティエムトラベル 代表
真 鍋 敏 夫 様

平成27年度 収支予算

収入の部 自 平成27年4月1日～至 平成28年3月31日

科 目	予 算 額	摘 要
会 費	500,000	年会費
助 成 金	369,000	市川市社会福祉協議会よりの助成金
事業助成金	255,000	市川市社会福祉協議会よりの事業助成金
寄 付 金	500,000	篤志家より
雑 収 入	3,800,000	自動販売機・事業収益・祝儀
繰 越 金	618,331	前年度よりの繰越金
合 計	6,042,331	

支出の部

科目	項目	予算額	摘要
事務費	事務費	400,000	一般事務費・リース料
	通信費	200,000	通信・連絡費
	旅費交通費	250,000	県大会・旅費・交通費
事業費	福利厚生費	350,000	会運営費・活動費
	装着訓練費	400,000	装着訓練旅行費
	指導研修費	100,000	指導者研修費・相談員研修費
	渉外費	250,000	関係官庁・隣接団体・交友団体との連絡費
	活動交通費	1,300,000	総務・事業・厚生・各委員会運営・活動交通費
	婦人部費	350,000	婦人部活動費
	会報費	360,000	「いちかわ身障だより」発行費(年2回)
会議費	定期総会費	300,000	定期総会費
	役員理事会費	100,000	理事会・評議員会
諸費	分担金	120,000	県協会への分担費
	慶弔費	250,000	慶弔費・見舞・敬老祝費
	積立金	240,000	65周年記念行事積立金
	交際費	500,000	関係団体交際費
	福利厚生基金	500,000	福利厚生積立費・災害対策準備金
	予備費	72,331	予備費
合計		6,042,331	

平成27年度

市川市身体障がい者福祉会 役員

顧問	衆議院議員	渡辺 博道
顧問	衆議院議員	藺浦 健太郎
会長	事務局	柴田 剛直 全般
副会長	会長代行	宮田 克己 全般
副会長	会計	石毛 国郎 総務委員長
副会長	会計 婦人部長	後藤 芳江 総務副委員長
副会長	庶務	矢島 重信 厚生委員長
常務理事	会報	中村 正武 事業委員長
常務理事		湯浅みや子 事業副委員長
理事	事務局 婦人部 部長代行	高安 美子 厚生副委員長
理事	会報	古川 彦市 厚生委員
理事		小川 盛一 厚生委員
理事		佐藤 健一 事業委員
理事		上田中清志 総務委員
理事	婦人部 相談役	宮田 波子 総務委員
監事		石井 慶一 総務委員
監事		斉藤 廣 総務委員
婦人部	参与	大貫よ志子
評議員		大橋 末利 事業委員
評議員	婦人部 会計	尾崎 伴子 総務委員
評議員	婦人部 会計	佐藤マサ子 厚生委員
評議員	婦人部 監事	夏坂 孝与 厚生委員
評議員	婦人部 監事	石毛 澄江 総務委員
評議員		加藤たみ子 事業委員
評議員		木下 久子 事業委員
評議員		浅井 啓子 事業委員
評議員		高橋 泰子 厚生委員

★外間(ホカマ)フラダンス★

皆様方の素敵で楽しい踊りを
ありがとう！いつも友情出演
を頂き感謝いたしてます。



“柴田会長県協会副理事長就任”

社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会役員

任期：27年6月1日～至 平成29年5月31日

職 名	氏 名	住 所	電 話	備 考
理事長	神林 保夫	〒272-0831 柏市根戸474	04-7131-4623 080-3439-2404	柏市会長
副理事長	柴田 剛直	〒272-0035 市川市新田1-22-17	047-322-0904 090-4429-6015	市川市会長
常務理事	本宮 敏雄	〒287-0101 香取市高萩430-3	0478-75-3465 090-2544-2014	香取市副会長
理 事	大原 亘	〒297-0025 茂原市緑町30-14	0475-23-8855 080-6543-8855	茂原市顧問 茂原社協会長
理 事	増田 重春	〒276-0046 八千代市大和田新田927-20	047-450-4470 090-2900-8434	八千代市副理事長
理 事	近藤 好雄	〒297-0001 館山市竹原794	0470-22-9632	館山市会長
理 事	日色 昭浩	〒289-2114 匝瑳市上谷中2174-23	0479-72-3869 090-1508-4709	匝瑳市会長
理 事	越川 陽子	〒289-1103 八街市八街に79-5	043-443-1608 090-5793-7231	八街市会長
理 事	川副 孝芳	〒299-0257 袖ヶ浦市神納1-7-6	0438-62-7928 080-4067-3120	袖ヶ浦市会長
理 事	渋谷季吉郎	〒270-0114 流山市東初石3-125-22	04-7154-1295	流山市会長
理 事	滝口 仲秋	〒299-5103 夷隅郡御宿町新町674	0470-68-3673	御宿町会長
理 事	猪川 正夫	〒299-3255 大網白里市みとりが丘2-23-1	0475-73-2206 090-2567-4553	大網白里市会長
監 事	津石 隆吉	〒299-1147 君津市人見1461-3	0439-87-7858	君津市会長
監 事	佐藤 通安	〒290-0232 市原市皆吉1059-12	0436-92-2626	佐原市会長
顧 問	加瀬 勇	〒275-0015 習志野市鷺沼台3-16-20	047-477-8877 090-4067-0006	習志野市会長

これからの行事

● 9月
1日(火) 県総括研修会
2日(水) 龍宮城スパ・ホテル
「三日月」
13日(日) ボウリング練習
20日(日) 三役会・評議員会
27日(日) (婦)元気体操
● 10月
3日(土) 県ふれあいボウリング大会

11月	11日(日)	日帰り研修旅行・品川水族館
	18日(日)	三役会・評議員会
	25日(日)	ボウリング練習
12月	8日(日)	ボウリング練習
	15日(日)	三役会・評議員会
	18日(水)	千葉県身体障害者福祉大会 青葉の森公園芸術文化ホール
	13日(日)	ボウリング練習
	20日(日)	三役会・評議員会

平成28年1月

10日(日) 新春ボウリング大会

17日(日) 三役会・評議員会

31日(日) 新年賀詞交歓会

2月

14日(日) ボウリング練習

21日(日) 三役会・評議員会

28日(日) (婦)健康講座

3月

13日(日) ボウリング練習

20日(日) 三役会・評議員会

27日(日) (婦)役員会

婦人部役員紹介

(敬称略)

平成27年7月現在

相談役	宮田 波子
参与	大貫よ志子
部長	後藤 芳江
部長代行	高安 美子
副部長	湯浅みや子
会計	尾崎 伴子
会計	佐藤マサ子
監事	石毛 澄江
監事	夏坂 孝与
評議員	加藤たみ子
評議員	浅井 啓子

だ 婦
よ 人
り 部

毎日暑い日が続きます。いくつかの台風も、あまり被害が無く過ぎ去り安心して暮らせる事に感謝です。

8月末には親会主催の装着訓練旅行があり、9月27日⑨は恒例の婦人部主催の元氣体操です。今回は北方いこいの家にて10時より開催します。毎回宮田相談役をお願いしておりますが、こんなことをしたらどうか、こんなことをし

たいなどが有りましたら、お知らせ下さい。ご意見をお待ちしております。

11月22日⑤はカラオケ懇談会です。シダックスが閉店になり、新しくビックエコーに変わりました。内容的にはあまり変わらないと思います。健康のために、大きな声を出し、歌って、食べて楽しみましょう。

年が 바뀌り（平成28年）2月28日⑩は、婦人部主催の健康講座です。この暑い夏を頑張つて乗り切りましょう。

高安美子

声の広場

我が家の超ミニ農園

永年営んで来た園芸店を数年前に廃業。園芸用品の殆どは寄付等で処分する。少し残していた用土・肥料・防虫剤を用いて野菜作りを始める。春はキヌサヤが3kg程とれ、昨年はミニトマト256、ゴーヤ28、ミョウガ211を収穫する。

ミニトマトも現在100個位とれたが之から最盛期を迎え楽しみにしている。今年は初めてキュウリ苗3本植えて世話をしているが、巨大(30cm余)な6本を含め22本をとる。梅雨期は成長が早く取るのが少し遅くなると写真の如く大きく育つ。植物も人間と同様で良く世話をすれば、それなりに応じて呉れるものだ。皆さんも挑戦しては如何ですか。

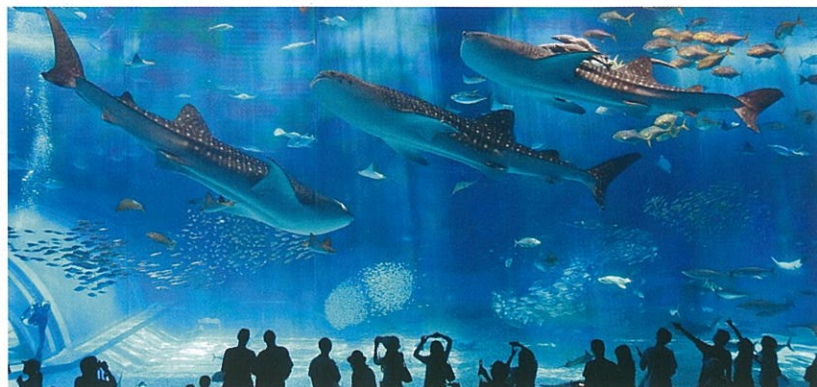
みずがめ座



浜離宮恩賜庭園



しながわ水族館



ジンベイザメが泳ぐ黒潮大水槽

秋季日帰り研修旅行 『しながわ水族館・浜離宮』

日 時：平成27年10月11日⑧
目的地：しながわ水族館・浜離宮
〒140-0012 東京都品川区勝島3-2-1
電話 03-3762-3433
集合時間：集合 8時30分 出発 9時00分
集合場所：市川市役所

＊雨天の場合は浜離宮の路面があまりよくないので中止し、水族館に直行しゆつくり時間をとります。
しながわ水族館には昼食出来る場所がありません。(原則禁止)公園かバス内にての食事になります。

決定いたしましたし、下記要項にて実施することになりました。他市に於いては仲々市のバス利用が困難である中、障がい者の社会参加の機会を与えて頂き感謝いたしております。
お天気の心配も余り要らぬ場所を選びましたので安心してご参加ください。
又体験ボランティアで参加希望の方も多数お待ちしております。詳細については後日ご案内いたします。

出発地(市川市役所 9:00) ―市川IC― 首都高 ―銀座

―浜離宮(当日大茶会開催中・雨天の場合見学中止) 10:00着 11:00発

―しながわ水族館(見学・各自弁当昼食) ―鈴が森IC 11:30着 14:30発

―首都高 ―市川IC ―出発地(15:30頃着予定)

補装具装着訓練 愛知県・西浦温泉

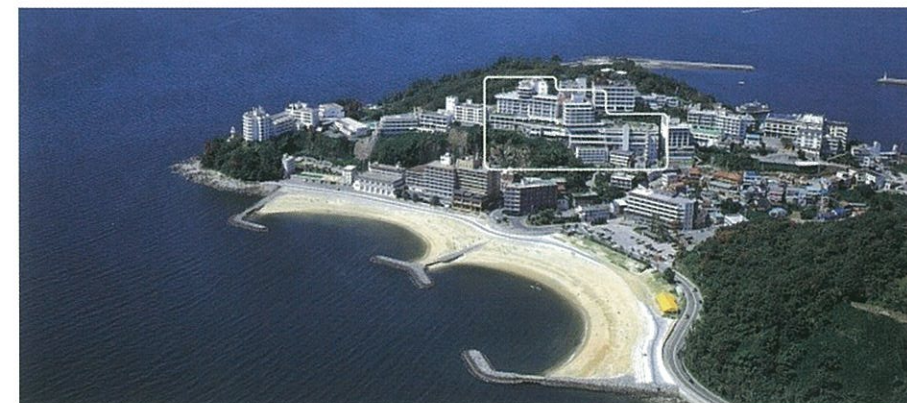
期 日：平成27年8月30日⑧～31日⑨
目的地：愛知県・西浦温泉 ホテル 東海園
〒443-0105 愛知県蒲郡市大山17-1
電話 0533-57-2164
集合時間：午前8時00分最終出発
集合場所：最終、市川市役所

本年の一泊二日の補装具装着訓練旅行は、愛知県西浦温泉となりました。所在地だけを見ると、そんな遠方まで障がい者では大丈夫だろうかと思われる方も居られるかも知れませんが、道路状況も良くなり時間的にも全く心配無用です。いつもお世話になってるティーエムトラベルの真鍋さんが細心の注意で安心してゆとりある行程になっております。

1日目(8/30)	出発地(8:00) ―市川IC― 首都高・東名道(途中小休憩) ―袋井IC― 袋井(昼食) ―東名― 豊川IC― 豊川稲荷 ―西浦温泉(16:30頃着予定) (泊)
2日目(8/31)	西浦温泉(8:30) ―蒲サ食品(ちくわ、かまぼこ製造ライン見学試食) ―蒲郡オレンジパーク(メロン狩り) ―音羽蒲郡IC― 東名― 浜松西IC ―さかな家(昼食・海産物買物) ―浜松西IC― 首都高・東名道(途中小休憩) ―市川IC― 出発地(18:30頃着予定)

※ (アンダーライン)は下車見学場所

※現地の状況により、コースが一部変更になる場合がありますのでご了承下さい。



愛知県・西浦温泉 ホテル『東海園』(中央白線内)



蒲郡オレンジパーク



メロン狩り

平成27年度 市町村身障者福祉会指導者地区研修会

7月28日(火)鎌ヶ谷市総合福祉保健センターにて東葛地区9市※の役員・担当職員多数参加のもと開催。研修では作業療法士の黒田昌子氏より「安全な日常生活を送るために」と題して転倒防止について種々講演がある。引続き情報交換にて各市福祉会の活動状況を発表して午前の部終了。昼食後の福祉講座は午前と同様黒田氏の元気な指導による「楽しい健康体操」を参加者一同と全身を動かし、楽しく過ごす。有意義な研修を了え記念撮影後市川市マイクロバスで帰宅の途につく。猛暑の中ご苦労様でした。

※ 八千代市、習志野市、市川市、船橋市、野田市、柏市、流山市、浦安市、鎌ヶ谷市





衆議院議員 渡辺ひろみち 厚生労働委員長を囲んで

障がい者のシンボルマークの紹介

障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。



●障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。
なお、このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。



●盲人のための国際シンボルマーク

このマークは、世界盲人連合(Wbu)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。Wbuによれば、「このマークを紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。
横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがありますね。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



●聴覚障がい者のシンボルマーク(耳マーク)

このマークは、聴覚障がいを示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手に分かれば相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由だという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。



●「ハート・プラス」マーク

このマークは、心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



●オストメイトマーク

このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



●身体障がい者補助犬(ほじょけん)啓発マーク

このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲人犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。
一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。



●身体障がい者標識(四つ葉のクローバーマーク)

このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。
なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。



●聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク)

このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。
なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

困ったときに受けられる支援等

経済的な支援・生活支援など

生活費の保障

自立のための経済的サポート

生活保護

【相談窓口】福祉事務所(市町村の福祉課等)

病気やケガなどで働けなくなったり、高齢や障害のために経済的に困ったときに、最低限度の生活を保障し、自立を手助けするための制度です。家族全員の所得や資産を合算したものが、国が定める生活保護の基準を下回っていることが条件となります。

介護が必要な方への支援

特別障害者手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神又は身体に著しく重度の障害をもち、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

障害をもつ児童を養育する方への支援

特別児童扶養手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神又は身体に一定程度の障害があり、在宅で生活する児童を養育する人に支給されます。在宅で生活している障害をもった児童(20歳未満)で、基本的には障害基礎年金(1級・2級)と同じ程度の障害の状態である場合が対象となります。

扶養共済制度

【相談窓口】市町村の福祉課等

障害のある方の保護者が掛け金を掛けておくと、万一保護者の方が亡くなった場合等に障害のある方に年金が支給される制度です。

障害が継続する場合の生活保障

障害年金

【相談窓口】障害基礎年金の場合：市町村の年金課等
障害厚生年金、障害共済年金の場合：年金事務所又は加入している各共済組合

病気やケガなどが原因で一定程度の障害が継続する場合に生活を保障するための制度です。病気やケガによって医療機関に初めて受診した際に加入していた年金によって受給できる障害年金が異なります。

国民年金に任意加入していなかった方への制度

特別障害給付金制度

【相談窓口】市町村の年金課等または年金事務所

過去、国民年金制度の発展過程において、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等に受給していない障害者の方が、一定の要件に該当する場合、給付金が支給されます。

常時介護が必要な児童への支援

障害児福祉手当

【相談窓口】市町村の福祉課や児童福祉課等

精神または身体に重度の障害がある児童(20歳未満)に、日常生活において常時介護が必要な場合に、負担を軽減するために本人に手当が支給されます。

生活福祉資金

【相談窓口】市町村の社会福祉協議会

様々な事情で所得が少ない方や高齢の方、障害のある方の生活を経済的に支えるための貸付制度です。

税金が安くなる制度

障害者控除と特別障害者控除(所得税・住民税の控除)

【相談窓口】

所得税：お住まいの地区を管轄している税務署
住民税(都道府県民税、市町村民税)：市町村税務課

障害のある方や心身に障害をもつ方を扶養している場合は、所得税、住民税が安くなる場合があります。

自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の控除

【相談窓口】

自動車取得税：お住まいの地区を管轄する都道府県税事務所
軽自動車税：市町村の税務課

一定の基準に該当する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が安くなります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定されました！

昨年末に実施された基本方針(原案)に対するパブリックコメントには、延べ1,097件(個人1,048件、団体49件)の応募があり、意見総数は1,730件でした。
このパブリックコメントを踏まえ、主に、以下の点について、基本方針(原案)に修正が加えられました。

【主な修正】

(意見)

「1 法制定の背景」の中で、日本におけるこれまでの取組(平成16年の基本法改正で差別禁止の理念を明示したことなど)に触れた方がよい。

(修正案)

我が国においては、権利条約批准に向けた取組に先立ち、平成16年の障害者基本法改正の際に、差別禁止の基本理念を明示した旨を追加

(意見)

「2 基本的な考え方(2)基本方針と対応要領・対応指針との関係」の中で、地方公共団体における対応要領の策定は努力義務となっているが、積極的に作成することが望ましい。

(修正案)

地方公共団体等における対応要領の作成の記述において、「積極的に取り組むことが望まれる」旨を追加

(意見)

「3 合理的配慮(1)合理的配慮の基本的な考え方」の④の中で、障害者の状況・状態が変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを行い、より適切なものとなるよう努める旨を記述すべき。

(修正案)

合理的配慮の基本的な考え方の記述において、障害の状態が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である旨を追加

ふれあい 夏季ボウリング大会

7月5日(日)早朝の9時30分
ご来賓・会員27名参加して本
八幡スタレーンにて夏季ボ
ウリング大会を開催。競技前
の準備体操は例年通り宮田相
談役の入念な指導にて済ませ、
市福祉公社下川常務理事の始
球式でスタートする。外は梅
雨空で若干冷んやりとしてい
たが場内は熱気で満ち溢れる。
一人3ゲームの熱戦の結果、
別表の通りになり福祉部長杯
を秋本障害者支援課長より授
与される。成績発表を高安事
務局長より行い、市社協鶴ヶ
谷事務局長の乾杯発声後に和
やかな懇親会に移り、次回の
健闘を誓って解散。

優勝 古川 彦市
準優勝 石井 實
3位 佐藤 健一

ボウリング大会に出席して

矢島 重信



柴田会長挨拶



宮田婦人部相談役



市社協・鶴ヶ谷事務局長



秋本課長

古川理事

平成26年度市町村身体障がい者福祉会 代表者会議に参加して

理事 佐藤 健一

身体障害者手帳所持者数は、65歳以上の内部の方が60%~70%を上回ってます。

【知的障がいのある人について】

5年間で25%増加、18歳以上が70%、18歳未満は、軽度の割合が増加。

【精神障がいのある人について】

主に平成20年に3級所持者111,690人に対して平成25年には、133,541人と上回っている。
病院…平成20年に8,323名(在院)373日のところ、平成25年には、7,767人(在院)317日と減少しています。1年以上入院者は、平成20年には351.6日のところ平成25年には、340日と下回っています。

障がいのある子どもへの特別支援教育について特別支援学級では、平成20年は小学生4,000人、中学生は1,800人のところ平成25年には、小学生5,400人上回る。中学生2,500人上回る。

【特別支援学校】

平成20年から平成25年にかけて幼児100人前後、小学生1,500人前後、中学生1,200人前後、高校生2,200人から2,800人と上回っています。

【障がいのある人の就職数】

平成20年から平成25年にかけて、身体・精神・知的・その他、それぞれ毎年増加しています。

【グループホームの整備促進と質的向上について】

グループホームの量的拡充とサービス向上 地域生活を推進するための在宅サービス拡充

- ①地域での必要に応じて整備
- ②サテライト型住居の設置・活用
- ③空家等の活用の拡充
- ④グループホーム等支援ワーカーの配置
- ⑤生活支援員の増員の加算制度の拡充

- ①ホームヘルパー等に対する各種研修
- ②視覚障がいのある人への移動支援(盲導犬・介助犬などの育成や歩行訓練など)
- ③介護する家族等への支援(短期入所事業等の整備や情報伝達)

平成27年1月28日(水)天気は晴れ、千葉市千葉湊近辺にあるホテル「ポルトプラザちば」の会場にて94名の内、市川市

から5名参加しました。代表者会議の内容について主な状況をお伝えしたいと思います。

職業紹介状況

いつも「雇用ニュースいちかわ」を送付頂きありがとうございます。参考資料として大切に利用いたしております。

項目	27年			26年			前年同月比
	2月	3月	4月	2月	3月	4月	
新規求職者	1,141	1,267	1,891	1,072	1,229	1,992	▲5.1
有効求職者	6,070	6,427	6,934	6,451	6,585	7,221	▲4.0
新規求職者	1,684	1,864	1,904	1,620	1,788	2,058	▲7.5
有効求職者	5,298	5,499	5,184	4,959	5,250	5,179	0.1
紹介求職者	2,889	3,171	2,963	3,031	3,271	3,467	▲14.5
就職者	291	404	373	338	428	371	0.5
うち中高年者	137	209	147	145	186	153	▲3.9
障害者	12	9	96	22	33	25	284.0
新規求職者	333	364	624	300	362	656	▲4.9
新規求職者	823	807	884	725	954	901	▲1.9
就職者	122	185	162	121	182	151	7.3
有効求人倍率(一般)	0.87	0.86	0.75	0.77	0.80	0.72	0.03P

有効求人倍率＝有効求職者数／有効就職者数 前年同月比は4月分の比較

惜別「ありがとうパパ」

婦人部長 後藤 芳江

昭和三十一年九月、新居となる小岩六丁目小さな家で祝言を挙げました。三十四年、主人の実家のある市川に移り住む事になりました。五十八年間、苦楽を共に歩み五人の子供に恵まれ貧しいながらも笑い声に囲まれての日々を過ごさせてもらいました。

昨年十一月に千葉方面に紅葉見物に行つたのが最後の家族旅行となりました。途中での昼食ではめずらしくスパゲティが

いいと、おいしそうに食べていたね。酸素を手放す事が出来ず外出も少なくなりました。五年前の肺ガンが転移、先生の勧めで主人には一週間の検査入院と云う事で二月十九日に入院。病状説明は余命一週間、ショックでした。病院食は一切口にせず食べたい物だけを昼食夜食共に家から手作りを少しずつ持つて行く日が続きました。少し食欲が出て来て、どうしても家に帰りたく九日目に退院、一時は良くなったかと思いましたが、立ち上がる事歩く事が出来なくなるのに時間はかかりませんでした。柴田会長のお許しをいただき福祉会の車イスをお借りしての生活が始まりましたが、最後までベッドに横になる事なく朝起きると居間の座椅子でテレビを見るのが日課でした。

三月十日髪がのびたから切りたいと言いだし東京で理髪店を開業している甥に話したところすぐに散髪して呉れました。ありがとうの言葉に笑顔はありませんでした。二回程きれいになった頭に手をやり満足したのでしようか大きなため息をもらいました。朝から余り体調は良くない一日でした。疲れたと食事を取る事もせずベッドに行くと言うので車イスで本人の部屋まで次男と連れて行きましたがその時から私の手を離しませんでした。手の力がだんだん弱くなり三月十一日早朝八十四歳の生涯でした。子供達が中学生の時、PTAの卓球クラブに入り練習にも随分行き、

共に試合にも出場しましたね。私が三十代の頃から好きだった民謡のお稽古にも三味線のお稽古にも嫌な顔ひとつせず通わせて呉れましたね。夏休み孫達が出来ると江戸川へハゼ釣りにも随分行きました。スッポンが釣れた時はみんなで驚きの声をあげ大変でした。お弁当を作つてお花見にも行きました。

みんなみんな昨日の事のように思い出されます。共にガンで逝った長女夫妻とはもう一緒にいますか？可愛がついてたりリリ(犬)もパパを慕つて六月十六日そちらに行きました。さみしくなりました。幸せだった日々感謝しています。

終わりにになりましたが、当日柴田会長はじめ皆様に斎場までお越しただけでした事厚く御礼申し上げます。御香典、きれいな生花まで供えていただきました。役員の皆様会員の皆様からもやさしい言葉を沢山いただきました。本当にありがとうございました。

これからも親娘共々福祉会にはお世話になつて行きますのでよろしくお願い申し上げます。

合掌

新しい仲間(敬称略 順不同)

- 鈴木 豊 (大和田)
- 染谷 房子 (南行徳)
- 石井 實 (北方)
- 小泉 榮治 (大洲)
- 佐久間勇人 (平田)
- 上田 孝司 (大和田)
- 倉本 敏正 (大洲)
- 宮田 克己 (国府台) 賛助

- 宮田 波子 (国府台) 賛助
- 大田 和治 (宮久保) 賛助
- 大富 信子 (宮久保) 賛助
- 近内マサ子 (曾谷) 賛助
- 牟田 道子 (新井) 賛助
- 小泉 郁子 (大洲) 賛助

計 報

(敬称略)

- 後藤 茂 (84) (大洲)
- 作間 秀夫 (86) (南行徳)
- 太 正造 (58) (中山)

病氣お見舞い (2名)

敬老 祝金

当身障者福祉会では入会後5年以上、その年の9月15日で満年齢が左記になられた方に祝金を贈ります。

75歳(2名) 77歳(2名) 80歳(5名) 88歳(1名) これからもお元気で過ごしてください

会員 募集

一人で悩まず仲間と一緒に笑顔を取り戻そう！

入会資格

市川市内居住の身体障害者手帳所持者(会員)及びその家族又は本会の主旨に賛同の方(賛助会員)

年会費

(会費) 1口 1,000円

(賛助) 1口 2,000円

※いずれも任意による口数制

【連絡先】 ☎(334) 1966 ☎(322) 0904

地区の評議員又は会長まで。

★あとかぎ★

戦後70周年を迎え感無量である。戦時中海軍の軍人であった義父の語った終戦後の話が想い出される。南方のスマトラ方面で戦っていた義父が郷里の福岡に無事帰還して間もなく、自宅に戻り安心したのかマラリア熱で発病真夏の暑い日でも寒い／＼と震え、布団を何枚も着せて貰っていた。たそうだ。過酷な戦争で多くの人命と本土の焼失で日本の滅亡と国民に多大な困窮をもたらしたが、終戦を機に植民地であったアジアの地域で、多くの国が独立できた事実も忘れてならぬと語っていた。今日の平和日本は当然だと想う戦争を知らない次世代に、私達はその悲惨さを伝えていく責務を感じる。筆者自身も戦時に学徒動員中軍需工場で空襲により両脚を負傷して6ヶ月余入院。一命は助かるも障がい者として一生を過ごすことになる。己の不幸に一時は悩む時期もあったが、身体障がい者であるが為、現在身体障者の福祉向上のため活動出来ることに感謝いたさねばならない。70年前の戦争を風化させぬ為にも皆様方の体験談をお寄せください。

文責 柴田

【発行所】

東京都世田谷区砧6-26-21
障がい者団体定期刊行物協会

定価 100円